

「モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書(案)」に対する意見募集結果

■ 意見募集期間 : 2019年3月16日(土)から2019年4月1日(月)まで

■ 意見提出件数 : 21件 (法人・団体:13件、個人:8件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順)

	意見提出者
1	一般社団法人 テレコムサービス協会
2	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
3	一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会
4	クアルコムジャパン合同会社
5	楽天モバイル株式会社
6	株式会社オプテージ
7	公益社団法人 全国消費生活相談員協会
8	UQコミュニケーションズ株式会社
9	株式会社NTTドコモ
10	ソフトバンク株式会社
11	KDDI株式会社
12	株式会社ジュピターテレコム
13	イオンリテール株式会社
—	個人(8件)

「モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書(案)」に対する意見 及びそれに対する考え方

	意見	考え方	提 出 意 見 を 踏 ま え た 案 の 修 正 の 有 無
総論			
賛同。			
	<p>このたび、当協会 MVNO 委員会の「MVNO の事業環境の整備に関する新政策提言」（2018 年 10 月 18 日公表、以下「新政策提言」）で取り組むべき課題とした点について、迅速に取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。</p> <p>中間報告書案で示されている「事業者間の競争条件に関する事項」についての対応の方向性は、いずれも MVNO における円滑な事業運営、移動系通信市場における健全な競争環境の整備に資するものであり、賛同いたします。</p> <p>「通信料金と端末代金の完全分離」については、MVNO と MNO との間の競争環境に大きな変化をもたらすものと想定されますので、その法律が施行される日までに「事業者間の競争条件に関する事項」への対応を進めていただきますよう、遅滞なく取り組んでいただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>「事業者間の競争条件に関する事項」については、総務省において準備の整ったものから順次取組を進めることが適当と考えます。</p>	無
	<p>全携協はキャリアショップ店頭における苦情縮減を目的に設立されており、過去 4 年間、キャリアと連携して消費者保護に取り組み、「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」の場で活動報告を行って参りました。本中間報告書（案）についても、その内容を真摯に受け止め、より適切でわかりやすい説明を行っていけるよう今後も更なる努力を続けて参る所存です。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
第 1 章 はじめに			
①料金プラン・サービスは引き続き事業者間の自由競争に委ねられるべき。			
	<p>緊急提言の 2. (1)にある通り「携帯電話の利用者料金に対する規律については、累次に渡る電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の改正により規制緩和がされてきており、1997 年に認可制から届出制とされ、2004 年には事前規制が完全に撤廃」されています。</p> <p>料金プラン・サービスは引き続き事業者間の自由競争に委ねられるべきであり、行政が直接的に</p>	<p>携帯電話事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、利用者の利益を阻害するものとならないための最低限の基本的なルールを守りつつ行われることが必要と考えます。</p>	無

	<p>料金プランやサービスの内容そのものに言及するような過度な介入は避けるべきと考えます。 【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>		
②その他			
	<p>現時点において、MN03 社の提供する料金プランは各社一定の特色があり、「横並び」という評価は必ずしも適切でないと考えます。(具体例の一つとして、弊社が提供している「ウルトラギガ モンスター+」(50GB の高容量かつカウントフリーを含む料金プラン)は、他 MN0 では同様の料金プランは提供されていない等) したがって、本報告書案における当該記載箇所を削除いただくか、実態に即した記載となるよう修正を要望します。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>MN03 社の料金プランの中には、音声基本料を始めとして横並びとなっているものが少ないため、原案を維持することが適当であると考えます。</p>	無
	<p>モバイル市場の競争環境に関する研究会(以下、「モバイル研究会」)(第3回)の事業者ヒアリングにおける弊社資料でも示しているとおり、利用者料金には様々な比較方法があること等からも、「我が国のモバイル市場については、(略)利用者料金が総じて高い」状況という評価は現状認識としては、極めて一面的評価であり、不正確な表現であると考えます。 また、仮に他の先進国と比較して利用者料金が高い事例があったとしても、ネットワークの品質等も考慮したうえでの比較であるべきであり、料金水準の一面のみを取り上げて評価することは不適切と考えます。 したがって、本報告書案における当該記載箇所を削除いただくか、実態に即した記載(「多様な見方が存在すること」を補足頂く等)となるよう修正を要望します。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>御指摘の記載は、参考資料 P26~29 の「電気通信サービスに係る内外価格差調査(平成 29 年度調査結果)」における通信料金の国際比較を踏まえた評価としての指摘があることを記載したものであり、その内容において不正確な点はないため、原案を維持することが適当であると考えます。</p>	無
第2章 これまでの政策の概要			
これまでの政策の効果を分析・検証し、政策提言を行うべき。			
	<p>モバイル市場の公正競争のため、これまでも毎年のように研究会等が開催されてきました。事業者はそれら研究会等の提言に従い、料金プランやサービスの見直しを繰り返しています。 これまでの政策を振り返り、その効果について適切な分析・検証を行った上で、次に必要となる政策提言を行うべきです。過去の政策の成否を十分に見極めることなく、応急処置的な規制を次々に追加するべきではないと考えます。 【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>規制の追加に当たっては、それまでの政策の効果の検証を踏まえることは当然であり、それまでの政策や関係者による取組を踏まえても依然として事業者間の公正な競争環境の整備や利用者利益の保護の観点から問題が指摘されるのであれば、携帯電話事業者による公正な競争の中で真に利用者のためになる工夫が進められるよう、必要な政策を追加的に講ずることが適当と考えます。</p>	無
第3章 モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言			
2. 緊急提言を受けた対応			
①賛同。			
	<p>緊急提言として示された内容は、利用者がニーズに合ったサービスや端末を自らの意思で選択できる環境整備に資する取り組みであると考えます。また、通信料金と端末代金の分離等が進めば、</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

<p>通信料金の割引が特定の端末の利用者に限定されているという不公平が解消するだけでなく、MNOとMVNOが「通信サービス」という1つの土俵で競争することができ、モバイル市場の公正競争促進に資すると考えるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>②制度の検討に際しては関係者の意見を十分に聴くべき。</p>		
<p>(意見) 制度の検討に際しては、モバイル市場に与える影響も見極めつつ、関係事業者が行うべき対応が明確となり、実効性ある取組が行われるよう、携帯電話事業者、販売代理店等の関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましい、との見解に賛成。</p> <p>(理由) 今般の法改正は大きな競争環境の変化をもたらすものでありかつ施行までの準備・周知期間が限られていることから、その理解や解釈の差異による混乱をできるだけ低減いただきたいため。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>なお、緊急提言を受けた電気通信事業法の改正法案では、適正な競争関係を確保する上で必要なことについては総務省令で具体的に定めることになっているところ、当該省令の制定にあたっては、MNO間の競争環境だけではなく、MNOとMVNOとの間の競争環境にも十分配慮いただきながら検討を深めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>中間報告書に記載のとおり、制度の検討に際しては、モバイル市場に与える影響も見極めつつ、関係事業者が行うべき対応が明確となり、実効性ある取組が行われるよう、携帯電話事業者、販売代理店等の関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」のうち、特に「行き過ぎた期間拘束の禁止」については、これまで多くのMVNOが自動更新付き期間拘束契約を採用せず、消費者が事業者を乗り換えやすいサービス提供に努めてまいりました。一方で、MNOによるキャッシュバック目当てのホッピング等の利用者の濫用行為を防止する観点から一部において短期解約に対する解約金の設定等をせざるを得ない状況がありました。今後、総務省令で定めることとなる、排除すべき料金その他の提供条件を検討するに当たっては、MVNOの事業運営上の問題およびそれに対する施策等に十分留意いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>		
<p>2. 意見を聴取する関係者にモバイル端末メーカーと部品メーカーを追加 中間報告(案)では、制度の具体化のための検討に際しては、「MNO、MVNO等の各事業者及び販売代理店その他関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましい。」とされています。モバイル端末や部品メーカーもまたモバイルデバイスのエコシステムや5Gの事業計画において重要な役割を果たしている点を踏まえ、意見を聴取する関係者にこれらメーカーを追加いただくことを要望いたします。</p>		

【クアルコムジャパン合同会社】		
③フォローアップを要望。		
<p>また、事業法改正によって生ずる変化は、利用者の選択機会の拡大、販売代理店の業務の在り方の変化のみにとどまらず、MVNO と MNO との間の競争環境にも大きな変化をもたらすものと想定されますので、競争環境の変化に着目したフォローアップを「モバイル市場の競争環境に関する研究会」等の場にて適宜実施いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p> <p>「完全分離等の料金プランの見直し等により、販売代理店における業務の在り方が変化していくことも想定される。販売代理店は、利用者と直接接する重要な役割を担っており、地域の拠点としても、その重要性は高いものである。その果たす役割をはじめ、販売代理店の在り方について、電気通信事業者、販売代理店等の関係者において十分な検討と意識の共有が行われることが望まれる。以上のような取組の進捗状況やあるべき方向性等については、緊急提言でも触れたとおり、本WGにおいても、モバイル研究会とともに、適時のフォローアップを行うこととする。」</p> <p>との記載があり、販売代理店にもご配慮をいただいておりますが、緊急提言（案）のパブコメでも意見させていただきましたとおりキャリアショップは販売代理店による運営が全体の 99%超であり、その販売代理店の売上高営業利益率は規模の大小に関わらず 2~3%のため、環境変化の影響を強く受けやすい状況ですので、完全分離の導入後、販売代理店側の影響が想定外の大きかった場合は「適時のフォローアップ」とあるとおり、速やかに議論の場を設けていただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>中間報告書に記載のとおり、本研究会においても、緊急提言や中間報告書を受けた総務省や携帯電話事業者等の取組について、適時のフォローアップを行う予定です。</p>	無
④5G の円滑な普及に留意すべき。		
<p>今後諸外国との競争が始まる 5G を活用したさまざまな経済活動を促進させていくためにも、まずは 5G に対応した端末を普及させることが必要になります。つきましては、完全分離後の市場においても 5G 端末の普及が適切に進むよう（諸外国に比してイノベーションが停滞することのないよう）、特に 3G・4G から 5G 端末へのマイグレーション（乗り換え）については、むしろ活性化するような総務省令等のご検討をよろしくお願いいたします。</p> <p>私たち携帯電話の販売代理店は過去 30 年弱の長きに亘ってお客様と接して参りました。その販売現場の経験からいえば端末の売価は一番販売台数との相関関係がありますので、特にこの点についてのご検討を宜しくお願いいたします。（事実、分離プランを導入した 2008 年度の国内携帯電話端末出荷台数は 3,589 万台と、前年の 5,076 万台を 29.3%も下回りました。（MM 総研調べ））</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会】</p> <p>日本のモバイル市場における競争を促進し、消費者利益に資する改善策を講ずる貴省の取組みに賛同いたします。今年、日本においても世界においても画期的な 5G 技術の導入が始まる年です。そのため、イノベーションを育み、次世代の 5G ネットワーク、デバイス、サービスの本格展</p>	<p>5G の円滑な普及のためにも、利用者が通信料金と端末代金のそれぞれを正確に理解した上で、自らのニーズに沿って通信サービスや端末を選択できるような環境を整備することが、利用者利益の確保のために必要であると考えます。</p> <p>なお、通信役務の一定期間の継続利用を条件としない端末代金の割引は、一律に否定されるものではないと考えます。</p>	無

<p>開を後押しする政策を確たるものにする重要な時期と言えます。新たな規制が、日本における 5G の導入と普及に意図しない結果をもたらすことがないよう貴省に要望いたします。以下の通りご考慮いただきたい点について意見提出させていただきます。</p> <p>1. 5G 導入と普及への悪影響を回避 5G 技術は、多くの社会的、経済的利益をもたらし、日本政府の Society5.0 実現において重要な役割を果たすものとなります。健康管理、教育、産業オートメーション、自動運転等々、社会的便益は分野を超えて広がり、ウェルビーイングや安心安全の向上をもたらします。とりわけ国家レベルでは、生産性向上、雇用創出、デジタルエコノミー実現の面から多大な経済的恩恵がもたらされます。IHS マークイットの調査¹では、5G は 2035 年までに世界経済に 12.3 兆米ドルの付加価値商品とサービスに寄与すると試算しています。</p> <p>これらのチャンスを、日本の消費者、産業界、そして政府が生かせるかどうかは、5G の導入と普及に大きく依存します。とりわけ、4G から 5G への転換といった新しい技術が導入される時期においては、政策や規制が技術の普及やユーザーデバイスへのアクセスを後押しする必要があります。</p> <p>端末補助金は、新技術に対する消費者のリスク回避志向を打開し、新技術の採用を促進する上で経済的に効率の良いアプローチです。2013 年の OECD の報告書²では、端末補助について「利用者のスマートフォン端末の購入またはアップグレードを、端末補助がない場合よりも速いペースで促す重要な役割を果たし、よって、モバイルブロードバンドサービスの早期導入を支援している」と述べています。日本の消費者に 5G 端末の補助を行う自由裁量を通信事業者に与えることで、端末はより入手しやすく手頃な価格となり、新しい 5G や IoT サービスの普及が促進されることになるでしょう。以上より、新たな規制が施行される際は、これらの点に留意いただくことを要望いたします。</p> <p>1 https://cdn.ihs.com/www/pdf/IHS-Technology-5G-Economic-Impact-Study.pdf 2 “Mobile Handset Acquisition Models” OECD Digital Economy Papers No. 224, OECD Publishing (2013).</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン合同会社】</p>		
<p>⑤猶予期間を設定するべき。</p>		
<p>・緊急提言を受けた事業法改正について「同法の施行を待つことなく、料金プランの抜本的な見直し等のモバイルサービス等の適正化に向けた取り組みを積極的に行うことが期待される」とありますが、事業者としては、具体的に違法となる事項等、改正事業法適否の境界が不明確な状態で、システムの大幅改修を伴う料金プランの抜本的な見直し等を進められるものではありません。</p>	<p>一般論として、法施行日までに法を適切に履行する体制を整えることが原則であり、まずは関係事業者において、改正後の電気通信事業法の施行日までに、その履行に必要な準備を終えることが求められるものと考えま</p>	<p>無</p>

<p>改正事業法適否の境界について合理的で明確な基準が整備されてから事業者が必要な措置を講じるまで、一定の猶予期間を認めるべきです。</p> <p style="text-align: center;">【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>す。</p> <p>そのため、関係事業者においては、緊急提言で示された方向性を踏まえ、料金プラン等の見直しを進めることが期待されるとともに、電気通信事業法改正法案（以下「改正法案」という。）の成立後に制度の詳細が決まった際には、至急それを踏まえた対応を整えることが求められるものと考えます。</p>	
<p>「事業法の改正法案は、成立した場合には公布の日から6か月以内に施行すること」と記載されていますが、現状では具体的なルールが何ら定まっていない状況にあること、また改定範囲が広範に亘っていること等から、システム対応等の工程を確定させることが出来ない状況です。</p> <p>以上より、ルールの詳細確定ののち、システム面等、物理的な対応期間が相応に必要となることが想定されることから、新ルールの適用までには十分な猶予期間を設けていただくことを要望します。</p> <p>なお、「「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言（案）」に対する意見及びそれに対する考え方」では、「今後の具体的なルールの策定を待たず、本緊急提言の趣旨を踏まえ、速やかに具体的な見直しの検討を開始することが望ましい」と記載されていますが、ルールが定まらない中での先行した検討は、ルールが定まった後の軌道修正等によるリスクを勘案すると、現実的にはほぼ全ての項目において不可能であると言わざるを得ません。</p> <p>以上に加えて、「制度の検討に際しては、（略）携帯事業者、販売代理店等の関係者の意見も十分に聴いた上で、」と記載されていますが、昨年11月に行われた「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言（案）」（以下、「緊急提言案」）の意見募集に際し、弊社からも意見を提出しておりますので、併せて確認いただきたいと考えております。その上で、具体的な制度の検討にあたっては、関係事業者の意見を十分に聴取した上で、制度整備がなされるよう、改めて要望します。現時点で以下に弊社の主な要望を述べます。</p> <p>① 原則競争原理に委ねるべき（対象サービス面）</p> <p>市場は競争原理に委ねられることが基本であるため、規制範囲は課題がある領域に限定すべきであり、これまでの議論を踏まえると、対象サービスは個人向けのスマートフォンに限定すべきと考えます。</p> <p>一例として、M2M、IoT、キッズ向け等の特有の端末に依存する通信料金に対して規制を課すことは、かえって過剰な規制となると考えます。</p> <p>② 原則競争原理に委ねるべき（基準面）</p> <p>規制範囲を最小化する観点では、年間契約有無による料金プランの格差や、解除料の設定をはじめとする基準設定等にあたっては、競争上の問題となる水準を明確にした上で、過剰な規制となら</p>	<p>一般論として、法施行日までに法を適切に履行する体制を整えることが原則であり、まずは関係事業者において、改正後の電気通信事業法の施行日までに、その履行に必要な準備を終えることが求められるものと考えます。</p> <p>そのため、関係事業者においては、緊急提言で示された方向性を踏まえ、料金プラン等の見直しを進めることが期待されることであり、改正法案の成立後に制度の詳細が決まった際には、至急それを踏まえた対応を整えることが求められるものと考えます。</p> <p>改正法案の下での制度の詳細については、同法案の成立後に検討が行われるものです。中間報告書に記載のとおり、制度の詳細の検討に際しては、モバイル市場に与える影響も見極めつつ、関係事業者が行うべき対応が明確となり、実効性ある取組が行われるよう、携帯電話事業者、販売代理店等の関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、改正法案において規定されている移動電気通信役務に係る禁止行為の対象事業者については、同法案において、対象となる移動電気通信役務の「利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く」とされているところ、総務省においては、一部の事業者を対象から除く場合であっても、モバイル市場における公正競争が確保されるよう、その範囲は極めて限定的なものとするのが適当と考えます。</p>	無

<p>ないよう検討すべきと考えます。</p> <p>③ 新ルールは競争促進と利用者利便のバランスが保たれる内容とすべき 通信料金と端末代金の分離に関する規制に関しては、関係事業者や販売代理店のビジネスモデルの変更やそれに伴う販売方法等の大幅な変更が予想され、消費者への影響も少なくありません。したがって、新しいルールについては、関係事業者及び販売代理店の運用が複雑化する等が生じないよう可能な限りシンプルで明確な基準とし、競争促進と利用者利便のバランスが保たれる内容としていただくよう要望します。</p> <p>④ 対象外の事業者はMVNOのみ提供する事業者に限定すべき 「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」（以下、「緊急提言」）が取りまとめられた背景には、競争観点のみならず、消費者保護観点も含まれるため、原則、全ての携帯事業者を対象にすべきと考えています。なお、仮に、競争環境に及ぼす影響の小さい携帯事業者（MVNO）を対象外とする場合は、MNOとMVNOを兼任している事業者はすべからず規制対象とするのは当然のこと、適用除外する事業者を選定する場合には、極めて零細な事業者（MVNOのごく一部）に限定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
--	--	--

⑥規制の対象となる事業者を限定すべき。

<p>・「『モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言』（案）に対する意見とそれに対する考え方」（平成31年1月17日）「0.総論③その他。」におけるソフトバンク殿意見「3.適用事業者、適用時期について」に対し、「本緊急提言で見直しを提言した事項のうち、携帯電話サービスに関するものについては、原則として全ての携帯電話事業者に当てはまるものですが、規制を必要最小限のものとする観点からは、競争環境に及ぼす影響の小さい事業者をその対象から除外することも考えられることなどから、具体的な制度の詳細については、制度化に当たって総務省において検討することが適当と考えます。」との考え方が示されています。</p> <p>モバイル市場においてMVNOサービスの契約数は12.3%（※）のシェアにとどまっています。このため、全てのMVNOを「競争環境に及ぼす影響の小さい事業者」として、適用除外にすべきです。</p> <p>また、BWA役務は携帯電話事業者が携帯電話サービスとキャリアアグリゲーションし携帯電話役務として一体的に提供するサービスと、全国BWA事業者自ら、あるいは全国BWA事業者のMVNOを通じて提供する、音声サービスを伴わないデータ通信のみ利用可能なモバイルルータサービスに大別されます。後者については移動電気通信役務全体の中での競争環境に及ぼす影響が小さく、本研究会および緊急提言においても何ら議論されていないことから、適用が除外されると認識しております。</p> <p>※総務省発表「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成30年度</p>	<p>「『モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言』（案）に対する意見とそれに対する考え方」において、「緊急提言における『携帯電話事業者』には、MNOだけでなくMVNOも含まれます。」と回答しているとおりです。</p> <p>また、改正法案において規定されている移動電気通信役務に係る禁止行為の対象事業者については、同法案において、対象となる移動電気通信役務の「利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く」とされているところ、総務省においては、一部の事業者を対象から除く場合であっても、モバイル市場における公正競争が確保されるよう、その範囲は極めて限定的なものとするのが適当と考えます。</p> <p>当該禁止行為の対象役務については、改正法案において、移動系の電気通信役務のうち「電気通信事業者間の</p>	<p>無</p>
---	---	----------

<p>第3四半期（12月末）」（平成31年3月29日）におけるMVNOサービスの契約数2,036万に当社が総務大臣に提出した電気通信役務契約等状況報告（平成30年12月31日現在）における仮想移動電気通信サービスの契約数（SIMカード型）を加えて算出。 【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>適正な競争関係を確保する必要があるもの」とされているところ、総務省においては、その具体的な範囲について、BWAサービスについても相当の利用者数があること等を踏まえて検討することが適当と考えます。</p>	
<p>⑦規制の対象となる事業者には例外を設けるべきではない。</p>		
<p>【総務省案】 制度の検討に際しては、モバイル市場に与える影響も見極めつつ、関係事業者が行うべき対応が明確となり、実効性ある取組が行われるよう、携帯電話事業者、販売代理店等の関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましい。</p> <p>【意見】 通信料金と端末代金の完全分離は、競争政策および消費者保護の観点から、「シンプルでわかりやすい料金プランの実現」に向けて行うこととされており、対象となる事業者には例外を設けるべきではないと考えます。 事業者によって差異が生じ、対象とならなかった事業者が不健全な顧客獲得や囲い込みを行った場合、公平な競争が歪められ、市場に混乱を招くことが想定されます。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>改正法案において規定されている移動電気通信役務に係る禁止行為の対象事業者については、同法案において、対象となる移動電気通信役務の「利用者の総数に占めるその提供する移動電気通信役務の利用者の数の割合が電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定める割合を超えないものを除く」とされているところ、総務省においては、一部の事業者を対象から除く場合であっても、モバイル市場における公正競争が確保されるよう、その範囲は極めて限定的なものとするのが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>⑧制度の詳細を定めるに当たっては具体的な根拠を示すべき。</p>		
<p>【意見】 「契約の解除を行うことを不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定める料金その他の提供条件」を定めるにあたっては、客観的に見て明確かつ合理的な基準であることが必須です。その基準の策定においては、当該基準を超えるとなぜ「不当に妨げること」になり「適正な競争環境を阻害するおそれがある」ことになるのか、具体的な根拠を示して頂く必要があると考えます。 本中間報告書（案）において、事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれの有無が省令策定の基準であるとされていることに加え、「制度の具体化のための検討に際しては、電気通信市場に与える影響も見極めつつ」とされている点を踏まえれば、規律の対象となる提供条件等が、現時点で他の事業者に対し競争できなくなるほどの影響を与える条件となっているかどうかについても具体的な根拠を示して頂いた上で十分に検討すべきと考えます。 例えば、社会通念上、契約解除料に関して「通常生ずべき損害」を請求することは合理的とされていることを踏まえ、どのような水準を以って「適正な競争関係を阻害する」とするのか、過剰な規制により事業者による料金プラン等の提供条件についての創意工夫を妨げるといった問題が生じないか等について、客観的な視点から明確かつ合理的に説明できる規定とすべきです。 また、上記内容を踏まえれば「適正な競争関係を阻害するおそれがあるもの」として省令で規定</p>	<p>改正法案の下での制度の詳細については、同法案の成立後に検討が行われるものです。中間報告書に記載のとおり、制度の詳細の検討に際しては、モバイル市場に与える影響も見極めつつ、関係事業者が行うべき対応が明確となり、実効性のある取組が行われるよう、携帯電話事業者、販売代理店等の関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>する料金その他の提供条件については、「適正な競争関係を阻害する」ことが明確なものに限定すべきであり、競争関係に及ぼす影響が軽微であるものについては、適用対象から除外すべきです。</p> <p>さらに、競争促進の観点から一律に法改正内容を適用するのではなく、現行法のもとで消費者が現在得ている利益を保護する観点からの施策についても今回の法改正の適用対象から除外すべきと考えます。</p> <p>具体的には、既に新規受付を終了している 3G 端末及びこれに適用される料金や、契約約款とは異なる条件を個別の事情に合わせて相対契約により適用する法人向けの役務提供料金については、市場全体の競争関係に及ぼす影響が軽微であるため、適用対象から除外すべきと考えます。</p> <p>この他、タブレットやモバイルルーターは、これまでの議論の対象となっていたスマートフォンとは異なり利用用途が限定されており、市場全体の競争関係に及ぼす影響が軽微であることから、これらの端末に係る役務の提供料金も適用対象から除外すべきと考えます。</p> <p>さらに、シニア・キッズ向けの端末に適用される料金プランや、障がい者向けプランについては、競争関係に及ぼす影響が軽微である上に、消費者利益の保護といった社会的要請に鑑みて設けている料金プランであることから、今回の法改正の適用対象から除外すべきと考えます。</p> <p>また、通信モジュールや IoT 端末は、5G 時代にさらなる需要の伸びが予想される分野であり、事業者の創意工夫が期待される分野であるところ、過剰な規制をかけることは適切ではありません。</p> <p>これらの基準の策定に際しては、十分かつ丁寧な議論が必要であり、上記事項を明確にすることなく、拙速に定めるべきではありません。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>⑨その他</p>		
<p>緊急提言を受けた対応について</p> <p>相変わらず対応が温い。</p> <p>販売代理店に総務大臣への届出義務を課すこと。</p> <p>では不十分であり、対象代理店がどの通信事業者（提携関係にあるすべてのプロバイダ及び回線提供事業者）から委託を受けているかも公表することを義務付け、提携先を変更・追加した場合も都度届け出することも義務付けるべきである。</p> <p>これは違法行為が改善されない事業者と提携しているプロバイダ及び回線提供事業者が同時に周知され違法行為を是正せず黙認している事業者を炙り出す効果がある。</p>	<p>今般の改正法案においては、届出対象となる媒介等業務受託者に対し、「当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所」を届け出ることを義務づけているほか、届出事項に変更があったときは、遅滞なく変更届出を出すことを義務づけています。</p> <p>その他の御意見については、参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>巻末資料にあるデータ通信トラフィックの推移のように増加一辺倒の通信トラフィックの抑制策をとらなければ需要の為逐一インフラを増設するコストがかさみ結果的に通信費負担が増加する本末転倒な状況に近い将来発生すると思われます。</p> <p>増加するトラフィックの中で最も多い「TV番組・映画・音楽・書籍の違法アップロード動画」の完全に淘汰するレベルの改革が夜間18～25時に総需要のほとんどが集中する状況を分散させトラフィックの年間増加率を半減させなければ現実的な資金投資で可能な範囲の増加率を上回り先進国とは呼べない劣悪な通信インフラになる。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
<p>今回の中間報告について、いくつか意見いたします。</p> <p>1. 第3章の部分で、2018年12月18日までの意見募集について述べているが、反対意見もあったので、反対意見を踏まえて、通信料金と端末代金のセットには有意義な部分もあるが、諸問題が多く見受けられるため、是正を求めるといえるようにしてはどうか？（デメリットだけを見て取り組んでいるのではないということにすべきである）</p> <p>また、意見募集の回答にあるように、通信料金と端末代金のセット販売や、それに伴う割引を否定するものではなく、分割できない料金設定や、長期契約による契約の固定化については是正を求めるものであること。を明確にすべきである。</p> <p>（なお、割引の前提としての長期契約は、賢い消費者には理解できるため、一律で廃止すべきものでもないと考え、逆に割引端末を求めて短期契約を繰り返す消費者は排除する権利を業者側にも与えるべきとも考える。）</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>第3章1.の「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」は、平成30年11月28日から同年12月18日までの間意見募集を行い、取りまとめたものであり、今回の意見募集の対象外としておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>その他の御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>第4章 利用者料金に関する事項</p> <p>1. 利用者の理解促進</p>		
<p>①賛同。</p>		
<p>意見：期間拘束契約をする場合に期間中に利用者が払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を示すことに賛成です。契約前に比較検討する材料として大変参考になると考えます。</p> <p>今後、料金プランが大幅に改定されることが予想されます。消費者が納得して料金プランを選ぶように、必要な情報をわかりやすく提示いただくとともに、かつ、消費者が求めた場合には、お勧めプランを提案いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>期間拘束のある契約に関し、拘束期間の利用額の総額を表示することは、利用者利益の保護及びモバイル市場における公正競争に資するため、概ね賛同致します。</p> <p>実際に店頭にて、お客さま対応をしている弊社スタッフからも、行き過ぎた期間拘束及び自動更新により事業者乗り換えのスイッチングコストが上昇し、市場が不活性化となっているとの声</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、支払総額の目安の表示を実現するため、総務省において、消費者保護ガイドラインの改正を含め、必要な措置を講ずることが適当と考えます。</p>	無

<p>が上がっています。</p> <p>尚、実行の徹底を図るために、ガイドライン等に明文化することを希望致します。 【イオンリテール株式会社】</p>		
<p>②経過措置を設定するべき。</p>		
<p>【総務省案】 支払総額の目安の表示を事業法の改正法の施行の時点で実現するため、総務省においては、消費者保護ガイドラインの改正を含め、速やかに必要な措置を講ずることが適当である。</p> <p>【意見】 ガイドライン改正等により対応が求められている事項について、事業者においてシステムの改修を伴うケースが十分想定され、法施行日によっては準備が整わないおそれがあります。 総務省において施行日の決定を行うにあたっては、事業者の準備状況等を確認し、必要に応じて経過措置等の対応をお願いしたいと考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>支払総額の目安の表示については、改正後の電気通信事業法の施行の時点で実現されることが適当ですが、総務省においては、消費者保護ガイドラインの改正について、関係者の意見も聴いた上で、必要に応じて経過措置等も含めて検討を進めることが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>③事業者に過度な対応を求めることがないよう配慮が必要。</p>		
<p>契約期間全体の支払額の表示については、現状、既に交付書面上にグラフで図示するなど、一定の取り組みを実施しているところ、今回報告書に記載された総額表示については、従量料金が表示額に含まれないこと、端末代金やコンテンツ料金などの反映が困難であること等から、あくまで参考情報の扱いとなり、取組み内容によっては、却って利用者に誤認を与える可能性もある点に留意すべきと考えます。 従って、「契約期間内全体での総額表示」については、お客様の理解を促す取組みとして否定はしないものの、画一的な対応や過度な対応を求めるようなことがないよう、配慮いただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>支払総額の目安の表示については、利用者が料金プランを選択する際及び契約を締結する際の参考となるよう、今後の消費者保護ガイドラインの改正を踏まえながら、事業者において、利用者にとって確認がしやすい工夫を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>当社は、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインに則り、お客さまに対して、オプションサービスや端末を含め、継続的な請求が見込まれる毎月の総支払額（合計金額）の推移およびその内訳を明示する説明書面を既に交付しています。 加えて、ウェブサイトにおいても、お客さまが条件を入力することで、契約前のシミュレーションが可能な仕組みを導入しており、お客さまの予見性には一定の対処を行っています。</p> <p>本提言では、契約期間全体の支払額を提示することを求めていると理解しています。 今般、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正にあたって具体的な条件を定める際には、上記のような既存の取組みについても考慮のうえ、過度な対応を求める等によ</p>		

<p>り事業者の創意工夫の余地が失われることのないよう、配慮を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>第4章 利用者料金に関する事項 2. 広告表示の適正化</p>		
<p>総務省等による調査及び指導が必要。</p>		
<p>店頭での広告表示に関し、販売代理店においては、携帯電話事業者からの手数料条件等をもとに、広告表示物を作成するが、携帯電話事業者からの手数料条件が、料金プランを限定したものやオプションサービスへの加入を必須としたものなど、複雑な条件となっているため、結果として不適切な広告になっている場合がある。</p> <p>また、携帯電話事業者自らが作成した店頭での広告表示物に関しても、不適切な広告が散見される。</p> <p>つきましては、店頭での広告やテレビCM、ウェブ広告に関しては、携帯電話事業者の自主性に頼るだけでなく、総務省や消費者庁による継続的な調査及び携帯電話事業者への指導が必要であり、それらが、明文化されることを希望致します。</p> <p style="text-align: right;">【イオンリテール株式会社】</p>	<p>表現行為である広告の内容についての規制は、必要最小限であることが望ましく、電気通信事業者等の関係者において、景品表示法上問題となるおそれのある広告など不適切な広告が掲示されないよう、自主的な取組を強化することが望ましいと考えます。</p> <p>各携帯電話事業者や電気通信サービス向上推進協議会において広告表示の適正化に向けた新たな自主的な取組を行う予定であることから、それらの取組の着実な実施が期待されることから、その実施状況等について注視していくことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>第4章 利用者料金に関する事項 3. 中古端末の国内流通の促進</p>		
<p>賛同。フォローアップ等を要望。</p>		
<p>中古端末のSIMロック解除については、2018年8月に改正された「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」において2019年9月1日までに実施することとなっています。</p> <p>この点、新政策提言の「③スイッチングコストの一層の低廉化」「⑤これまで措置された事項の継続的な検証」で提言した通り、当該ガイドラインの改正後の運用状況等については、引き続き継続的な調査・検証が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>携帯電話事業者による「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」に沿った対応が徹底されるよう、総務省において、各社の対応のフォローアップや必要に応じた指導等が行われることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>中古端末のSIMロック解除が円滑に行われる環境を整備することは、利用者利便の向上に資するものと考え、賛同いたします。この点、総務省殿においては中古端末のSIMロック解除の利用状況を継続的に調査する等、利用者が自らのニーズに応じて中古端末のSIMロックが解除できているか、ご確認いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>中古端末市場の活性化により、利用者の選択肢が広がることが期待でき、利用者の利益の保護に資するため、賛同致します。</p> <p>但し、中古市場の活性化は、買取（下取り）市場が活性化されない限り、実現は難しいため、買取市場も含め、引き続き継続的な調査及び検証が必要であると考えます。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、総務省において、中古端末の流通実態の把握を進め、必要に応じ、改善のための取組を行うことが必要であると考えます。</p>	<p>無</p>

<p style="text-align: center;">【イオンリテール株式会社】</p> <p>意見：各社のSIMロック解除対応状況を見ると、「解約後の解除」「中古端末の解除」に対応していない場合が多いです。代金を完済している端末であれば過剰な制限をかけずに解除に応じたい。</p> <p>中古端末の国内流通の促進のためには、SIMロック解除とあわせてネットワーク利用制限の問題を考える必要があります。消費生活センターには、「中古端末を購入して利用中にネットワーク利用制限がかかり利用できなくなった。端末の割賦残債が未払いのためと思われるので通信事業者に残債を肩代わりすると言っても応じてもらえず、通信制限を解除してもらえない」という相談が入っています。中古端末買い取り店が保証制度で対応するケースもありますが、通信料金と端末代金の完全分離を進めるにあたってネットワーク利用制限の在り方についても検討が必要と考えます。</p> <p>「リユースモバイルガイドライン」において端末の検査・格付けに際して3つの評価結果を表示することが定められました。店によって評価結果に著しい違いが出ないように適切に運用いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>	<p>2018年8月に改正した「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」により、2019年9月以降、契約解約後のSIMロック解除や中古端末のSIMロック解除にも原則として応じることが携帯電話事業者に義務づけられます。</p> <p>ネットワーク利用制限の在り方については、参考として承ります。</p> <p>「リユースモバイルガイドライン」については、リユースモバイル関連ガイドライン検討会において、関係事業者によるガイドラインの準拠状況等について継続的にフォローアップを行うとともに、ガイドラインの運用実態を踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しを行うことが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>第4章 利用者料金に関する事項</p> <p>4. 利用者料金等のモニタリング</p>		
<p>①賛同。</p>		
<p>中間報告書案のようなモニタリング体制を整えることは、モバイル市場の健全な競争環境の維持・向上に資すると考えるため、賛同いたします。なお、電波は有限稀少な国民の財産であること、モバイルサービスは社会生活に欠かせない極めて重要なものであることを踏まえて、モニタリング結果は原則として公開し、利用者を含めた全ての関係者がその内容を確認できることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、利用者料金等のモニタリングは、原則として公開の場で行われることが適当ですが、関係事業者の機微なデータを扱うことも考えられることから、具体的なモニタリング体制や分析手法等については、総務省において検討を進めることが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>②料金自由化に逆行し、不相当。</p>		
<p>「携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整える」ことは、料金自由化に逆行し、事実上の料金規制のための体制を整えることとなるため不相当であると考えます。</p> <p>真に検証すべきは利用者料金でなく、行政による累次の政策の成否であると考えます。なお、「総務省の取組の進捗等」の把握もモニタリング体制を整える目的の一つとして記載されていますが、単に政策の進捗確認に止まり、政策の成否を検証しないのであれば不十分であると考えます。</p> <p>また、効果が薄かった政策等については、規制を見直す等の措置も含めて検討すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>「携帯電話事業者の取組や料金その他の提供条件の状況、各種規律の遵守状況、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えること」は、モバイル市場の公正競争の促進に関する取組の定性的・定量的な検証の重要性に鑑み、その実施が適当としているものであり、「料金自由化に逆行し、事実上の料金規制のための体制を整える」ものではありません。</p>	<p>無</p>
<p>③独占禁止法に照らした調査及び検証が必要。</p>		

<p>携帯電話事業者の取組みや料金その他の提供条件の状況等について、モバイル市場の公正競争の観点から、独占禁止法に照らした調査及び検証が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イオンリテール株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>第5章 事業者間の競争条件に関する事項 1. 接続料算定の適正性・透明性の向上 (0) 総論</p>		
<p>二種指定制度を一種指定制度と同等の規制とすべきではない。</p>		
<p>一種指定制度が二種指定制度より強い規制を受けることは当然であり、一種指定制度の接続料算定について二種指定制度よりも透明性を求められるのは当然であると考えます。NTT 東・西殿は電電公社から引継いだ、局舎・管路・洞道・電柱等およびそれらを用いて全国津々浦々に張り巡らされた固定通信回線網を保有する、政府出資の特殊法人です。FTTH 網、固定電話網をはじめとする不可欠性の高いボトルネック設備および電電公社時代からの地域独占に根差した強固な顧客基盤を有し、圧倒的な市場支配力および交渉優位性を保持するため、一種指定制度が適用されていると認識しています。</p> <p>NTT 東・西殿への一種指定制度に基づく規制を緩和することや、一種指定制度で実施しているからと二種指定制度の規制を強化することには何ら合理的な理由がありません。なし崩し的に一種指定制度と二種指定制度を同列に扱い、同等の規制をかけようとするのは、あってはならないと考えます。</p> <p>総務省においては、NTT 東・西殿、ひいては NTT グループに有利に競争政策を見直すべきとの風潮の蔓延を厳しく防ぎ、公正競争環境の確保に努めていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>MNO と MVNO との公正競争確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定プロセスの一層の透明性向上を図ることが重要であると考えます。そのため、一種指定制度における取組も参考に、総務省において、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>第5章 事業者間の競争条件に関する事項 1. 接続料算定の適正性・透明性の向上 (1) 適正性の向上</p>		
<p>①賛同。</p>		
<p>需要の増加が見込まれるデータ接続料においては、将来原価方式の導入によって予見性の一層の向上が期待されることから、対応の方向性に賛同します。</p> <p>なお、将来原価方式においては、予測接続料の算定が合理的な予測の結果として行われ、予測と実績の乖離を最小限に抑えることが求められるところ、どのような制度設計によりこれを担保していくかについて、今後専門家による検討体制により十分に議論されることが必要と考えます。</p> <p>また、接続料算定の早期化は MVNO における事業予見性を確保する上で極めて重要なことから、将来原価方式の導入にあたっては、特に接続料算定の早期化に重点を置いた検討を進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>弊社から申し上げていた「将来原価方式の導入」について、迅速に対応いただき感謝申し上げます。将来原価方式で接続料を算定することは、将来を含めた接続料に関して MNO と MVNO で同様の情報を有することができ、公正競争環境の確保に資すると考えるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>MVNO 市場の維持拡大の為に、接続料精緻化の検討は緊急性を要すると考え、「将来原価方式」への対応の方向性は賛同致します。</p> <p>尚、MNO と MVNO との公正競争の確保に向けて、早期に「将来原価方式」を導入できるべく、制度整備を急ぐべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イオンリテール株式会社】</p>		
<p>②算定方式の見直しは不要。</p>		
<p>【総務省案】 「(3) 対応の方向性①適正性の向上」記載のとおり</p> <p>【意見】 モバイル市場においては、公正競争が促進された結果、MVNO 市場は飛躍的に拡大し、接続料水準は毎年低減しています。このような環境の下、当社は、接続料が急激な変動をした場合は当年度精算を実施するとともに、支払い猶予制度を導入し、MVNO の負担軽減及び予見性の向上に努めています。</p> <p>こうした取り組みにより、現に接続料に関する公正競争は確保されているため、算定方式の見直しは不要と考えます。</p> <p>なお、当年度精算については、前年度実績精算が原則である現状の算定方式においてパケット接続料が急激に低下している状況下における時限的措置であると認識しており、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 報告書（2018 年 4 月）」において示された「急激な変動」の基準を明確にする方針について、事業者の予見性に資することから賛同します。</p> <p>また、モバイル市場は多数の MNO や MVNO が存在しており設備・サービスの熾烈な競争環境下にあり、シェアの変動や技術革新が著しく、大規模投資の戦略的实施やユーザの利用方法の変化が見込まれること等を踏まえれば、先々の費用や需要を合理的に予測することは極めて困難であることから、当社としては、現状の算定方式を見直す必要はないと考えます。</p> <p>しかしながら、仮に、将来原価方式を導入する場合は、以下について考慮すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前述のとおり、熾烈な競争環境下にあるモバイル市場において、先々の費用や需要を複数年にわたって合理的に予測することは極めて困難であること ・ MVNO の参入・撤退・シェアの変動等流動的であることから、MVNO 間の費用負担の公平性を踏まえれば、現行の実績精算制度が適当であること ・ 接続料が「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が確保され、実際にかかった費用を全額回収する現行ルールを考え方を逸脱しないことが大前提であること 	<p>接続料は MVNO の役務提供に係る主要な原価であるにもかかわらず、MVNO において予見性が確保されず適切な原価管理に支障が生じているとの指摘があります。また、接続料の低下局面にあっては、前々年度の原価等の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、MVNO において過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘もあります。MVNO における予見性の確保、キャッシュフロー負担の軽減等を図り、公正な競争環境を確保するため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により算定することが適当であると考えます。</p> <p>また、考慮すべきとして記載されている事項については、具体的な算定方法の在り方についての議論の中で参考とされるものと考えますが、MVNO における予見性確保、キャッシュフロー負担の軽減という「将来原価方式」への移行の効果が十分に確保されることが重要と考えます。</p>	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNO においても自らの将来需要について責任を負っていただくことが必要であること 	
<p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>モバイル市場においては、MNO や MVNO 含めた公正な競争環境の促進に向けて、これまでも総務省による要請や MNO による自主的取組みがなされ、MVNO 向けのデータ接続料の算定方法や設備開放などの累次のルール整備が図られてきました。</p> <p>特に、データ接続料については、第二種指定電気通信設備接続料規則の新設、利潤算定方法の見直し、データ接続料の区分追加（SIM 料金、回線管理機能費）がなされ、当社のデータ接続料水準は毎年 10%以上低減し、今年は前年比 20%の低減となっています。また、MVNO との接続料精算スキームにおいても、急激な変動があった場合は当年度精算を実施することや、MVNO からの要望に応じて暫定接続料を設定する支払猶予制度を導入するなど、MVNO の負担軽減の向上を図ってきました。このような取り組みの結果として、MVNO 市場は引き続き拡大傾向にあると認識しています。</p> <p>本中間報告書（案）の方向性においては、「接続料に関する予見性の確保及びキャッシュフロー負担等の競争条件の同等性の確保が重要」とされており、「将来原価方式」の導入によって予見性の向上を図ることとされています。</p> <p>しかしながら、上記の取り組みを踏まえれば、MNO と MVNO 間の接続料に関する公正競争環境は、従来の実績原価方式による算定及び精算スキームによって十分に確保されており、算定方式の更なる見直しは不要と考えます。</p> <p>また、「将来原価方式」による算定は、原価、利潤及び、需要について将来予測が必要となりますが、モバイル市場は固定市場と異なり、複数の事業者が設備競争しており、技術の進展が早く、経済情勢や消費動向等の影響を大きく受けることから予測値が大きく変動する可能性があります。「将来原価方式」算定に必要な将来のコストや需要を精緻に予測することは困難であり、MNO においても必ずしも予見性があるとも言えないことにも留意が必要です。</p> <p>仮に、モバイルにおいて「将来原価方式」を導入する場合は、実際にかかった費用を回収する現行ルールの考え方を逸脱しないことが前提であり、コスト回収の過不足分を調整するための精算や乖離額調整の原則化が必須と考えます。「将来原価方式」の算定の在り方を検討する際は、関係事業者を含めて議論を重ね、固定市場とモバイル市場の違いを踏まえ、過度な負担を強いることがないように十分に配慮頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	
<p>MVNO の要望である接続料の予見性向上、暫定精算額の負担軽減については、当年度精算や支払い猶予等の運用について、現行の『MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン』（以下、「MVNO ガイドライン」）にて適用の明確化を図る等の見直しで、接続料の算定方法の見直しをせずとも、得られる効果は同等であると考えます。</p> <p>したがって、将来原価方式ありきではなく、MVNO ガイドラインの見直しを含めた実績原価方式との得られる効果、算定に要する規制コスト、導入の容易性や運用の柔軟性等も比較考量の上、改</p>	<p>MVNO における予見性の確保、キャッシュフロー負担の軽減等を図り、公正な競争環境を確保するため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により算定することが適当であると考えます。</p> <p>なお、現状においても MVNO ガイドラインに支払猶予を講じることが望ましい旨が記載されているにもかかわらず</p>

<p>めて必要性についてご検討いただくよう要望します。</p> <p>なお、仮に将来原価方式の導入を検討される場合においても、予測と実績との乖離額の調整（遡及精算）は必須として頂きたく、また、算定による負荷や将来の設備投資計画等に対する公表有無など各社事情を考慮した制度設計に配慮いただくことを強く要望します。</p> <p>また、接続料算定の早期化については、第5回会合後書面回答にて申し上げた通り、現状からの算定期間の短縮化は極めて困難であり、第一種電気通信設備を設置している事業者と比しても特段長期であるとの認識はしておりません。仮に算定期間の更なる短縮化が求められた場合、算定精度の低下やMNOの作業負担増及びコスト増等が懸念されること、加えて仮に算定方式の見直しが検討される場合、現状以上の複雑性の増大やMNOの各種負担増が見込まれる状況である点にも留意が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>ずそれを実施していない事業者が存在することなどから、ご提案の当年度精算や支払猶予等についてのMVNOガイドラインの見直し等による方法は、実効性の観点からも十分とは言えません。</p> <p>また、接続料算定の期間については、MVNOにおける予見可能性を十分確保できるものとするのが適当と考えます。</p> <p>接続料算定の期間短縮に係る検討については、算定の手順や費用についての御意見の内容なども具体的かつ詳細に確認した上で行うことが必要となるものと考えます。</p>	
<p>③接続料算定の期間短縮は困難。</p>		
<p>モバイル各機能の接続料算定については、これ以上の期間短縮をすることは困難です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>接続料算定の期間については、MVNOにおける予見可能性を十分確保できるものとするのが適当と考えます。</p> <p>接続料算定の期間短縮に係る検討については、算定の手順や費用についての御意見の内容なども具体的かつ詳細に確認した上で行うことが必要となるものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>第5章 事業者間の競争条件に関する事項 1. 接続料算定の適正性・透明性の向上 (2) 透明性の向上</p>		
<p>①賛同。</p>		
<p>接続料の算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表することは、接続料算定の透明性の向上に資するものであり、MVNOの活性化につながると期待されることから、対応の方向性に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>2019年度に適用される接続料の算定根拠についての審議会への報告や公表に関しては、接続料算定の透明性の向上に資するため、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【イオンリテール株式会社】</p>		
<p>接続料の算定根拠等が審議会へ報告され、また、可能な範囲で公表されることは、接続料の透明性を向上させるものであり、公正競争環境の確保に資すると考えるため、賛同いたします。なお、中間報告書案の「第5章 事業者間の競争条件に関する事項 1. 接続料算定の適正性・透明性の向上 ① 適正性の向上」においては、2020年度に適用される接続料から将来原価方式で算定する方向性が示されております。この点、接続料はモバイル市場におけるMNOとMVNOとの間</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、将来原価方式における予測値や算定方法の適正性の検証の在り方については、専門家による検討体制による具体的な算定方法の在り方についての議論において、併せて検討が行われることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>の競争のベースとなっていることから、将来原価方式で予測される原価・需要等が客観的にみて妥当あるいは合理的なものであるか等について、審議会で検証されることを期待いたします。 【株式会社オプテージ】</p>		
<p>②透明性は既に確保されている。二種指定制度が届出制であることの趣旨を踏まえ、審議会への報告は限定するべきまたは実施するべきではない。</p>		
<p>【総務省案】 「(3) 対応の方向性②透明性の向上」記載のとおり</p> <p>【意見】 2018年12月26日の「モバイル市場の競争環境に関する研究会」において、当社より提示したヒアリング資料のとおり、接続料の算定はガイドラインや省令に則り総務省の検証を受けており、透明性は既に総務省により確保されていると考えます。 また、当社は、既に総務省及び接続事業者の求めに応じて、算定に係る情報を開示しており、一層の透明性確保に取り組んでいるところです。 【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>MNO と MVNO との公正競争確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定プロセスの一層の透明性向上を図ることが重要であると考えます。そのため、一種指定制度における取組も参考に、総務省において、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料が届出制であるという制度の趣旨も十分に踏まえ、審議会等の報告目的を明確化していただくとともに、毎年度の審議会等への報告を行うだけでなく、スポット対応にとどめていただくべきと考えます。 また、仮に審議会等への算定根拠の報告を行う場合においては、データの粒度や内容等、その公表・非公表等の扱い含め、事業者の意向は十分に考慮していただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>MNO と MVNO との公正競争確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定プロセスの一層の透明性向上を図ることが重要であると考えます。そのため、総務省において、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当であると考えます。 また、当該審議会への報告等は、一時的な対応ではなく、毎年度継続的に行うことにより、接続料の算定プロセスの一層の透明性が図られるものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>モバイル市場は、代替性の無いボトルネック設備を保有する NTT 東・西が支配的地位を占める固定市場とは異なり、複数の MNO による設備競争やサービス競争が機能しています。その市場環境を踏まえ、固定市場においては第一種指定電気通信設備制度に基づく接続約款の認可制（事業法第33条2項）であり、一方、モバイル市場においては第二種指定電気通信設備に基づく接続約款の届出制（事業法第34条2項）とそれぞれ制度やルールに差分が設けられています。 したがって、本中間報告書（案）で示されているような、一種指定制度で行われている算定根拠の審議会での検証や公表と同等の措置を二種指定制度において実施すべきではないと考えます。複数の MNO が設備競争を行っているモバイル市場においては、各 MNO の算定根拠を間接的であっても公表すること自体、MNO 間の公正な設備競争を歪める懸念があります。固定市場とモバイル市場の構造的な違いを踏まえた一種指定制度と二種指定制度の規制背景や趣旨と整合がとれるよう慎重か</p>	<p>MNO と MVNO との公正競争確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定プロセスの一層の透明性向上を図ることが重要であると考えます。そのため、総務省において、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

<p>つ十分な議論をすべきです。</p> <p>加えて、複数の MNO が設備競争を行っているモバイル市場においては、各 MNO の算定根拠を間接的であっても公表すること自体、MNO 間の公正な設備競争を歪める懸念があるため不適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>第5章 事業者間の競争条件に関する事項</p> <p>2. ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証</p>		
<p>①賛同。</p>		
<p>現状の接続料や卸料に照らし、独立系の MVNO がサブブランドの低廉な料金プランや、MNO のグループ内 MVNO の料金プランと同等の料金プランを提供できるかについて検証することは、健全な競争環境を整備する観点からも極めて有効な取り組みであることから、対応の方向性に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>中間報告書案のようなネットワーク利用の同等性確保に向けた検証を行うことは、公正競争環境の確保に資すると考えるため、賛同いたします。なお、確認した結果については、その算出根拠と共に公表いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見：いわゆるサブブランドが優遇されており、他の MVNO と公正な競争状態にないならば是正が必要なので、しっかりと事実確認を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>		
<p>公正競争の観点より、重要な取り組みであると考えます。</p> <p>但し、確認方法について、以下を留意頂く必要があると考えます。</p> <p>留意点</p> <p>① 営業費相当額について 端末値引きや代理店手数料に関する費用及びテレビ CM や販売ヘルパー等の販促費などの広告宣伝費を営業費に含む必要があると考えます。</p> <p>② 利用者料金収入について 算定する利用期間によって、利用者料金収入が大きく変化するため、公平性を担保するためにも、算定根拠となる利用期間を明確に定める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イオンリテール株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、検証の在り方について検討する際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>②検証方法や対象を慎重に検討すべき。</p>		
<p>MVNO の競争環境に係る課題として、44 ページ (1) に「MNO グループにおけるサービス提供条件やグループ内取引について早急な検証の必要性が指摘されている」と記されたうえで、46 ページ (3) に「内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出が行</p>	<p>MNO の低廉な料金プランやグループ内の MVNO の料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネット</p>	<p>無</p>

<p>われると、他の MVNO は（中略）競争上不利な立場に置かれる」とし、「MNO の低廉な料金プラン及び MNO のグループ内の MVNO のプランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等についての確認を行うことが適当」として、MVNO につきましても総務省による検証の必要性が示されました。</p> <p>その検証方法として総務省は対象となる事業者から必要なデータの提示を受け、それを基に料金プランごとの接続料等総額と営業費相当額の合計が、お客さまの利用料金を上回らないか確認するとされています。</p> <p>一般論として、MVNO によるモバイルサービスのみを提供している事業者は別として、弊社のように TV サービスやインターネットサービスを提供しつつ MVNO サービスも提供する事業者においては、MVNO サービスのみの営業費を区分することは容易ではありません。</p> <p>営業費相当額の定義は示されておりませんが、仮にモバイルのみを分離するとすると、サービスをバンドルして提供する事業者にとっては、その算出に多大な労力が生じることを懸念します。</p> <p>また、46 ページの（3）で MNO のグループ内の MVNO を対象とする主旨が記載され、48 ページには二種指定設備設置事業者及びその特定関係法人である MVNO が対象として例示されていますが、これによれば弊社は KDDI の連結子会社であるため特定関係法人又はグループ会社に見なされません。</p> <p>しかしながら弊社は、KDDI と住友商事がそれぞれ 50 パーセントずつ出資し、両社の共同経営体制による会社として独自の運営を行っており、KDDI との資本関係が存在するという理由でグループ会社として一括りとされることには違和感を覚える旨を、これまでも「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 29 年度）（案）」などで意見を提出しているところです。</p> <p>本来、検証は公正競争の確保が目的であり、対象となる MVNO の範囲については、単にグループであるか否かであるという形式的な要件で判断するのではなく、モバイル市場におけるシェアなど市場への影響度等から判断すべきと考えます。</p> <p>検証においては、上記のような観点を踏まえ、その手法や対象について慎重に検討していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>ワーク関連費の支出が行われると、他の MVNO は、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えます。</p> <p>検証時におけるバンドルサービスの取扱いに関する御意見については、検証の在り方について検討する際の参考とさせていただきます。</p> <p>検証対象については、MNO 及びグループ内の MVNO について確認を行うことが適当と考えますが、具体的な対象事業者については検証の在り方の一環として検討されるものと考えます。</p>
--	--

③合理的な検証は困難。

<p>データ接続料は容量（帯域）に基づき設定している一方、利用者料金はデータ利用量や市場価格に基づき設定されていることから、単純に料金比較することは適切ではなく、また、検証の「確認方法（案）」として示された数式において補正係数を用いる場合においても、補正係数次第でその結果は大きく異なることが容易に想定されることから、合理的な検証は困難と考えます。</p> <p>また、この検証で得られた結果で、何を判断するかという点も不明確であることから、検証の実</p>	<p>MNO の低廉な料金プランやグループ内の MVNO の料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出が行われると、他の MVNO は、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えま</p>	<p>無</p>
---	---	----------

<p>施前に、検証の対象ごとにその目的を明確にさせていただくことは最低限必須と考えます。</p> <p>なお、その際、MNO とグループ内 MVNO 補助と MNO 内の料金施策ではその位置付けが全く異なることから、その点も考慮したご検討を要望します。</p> <p>加えて、MNO の低価格プランとそれ以外のプランの検証を実施する場合は、サブブランドであるか否かに関係なく、全 MNO を検証対象とするのは当然のこと、MVNO の低価格プランも（他事業からの補てんで成り立っている懸念がないか等）検証対象としていただくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>す。</p> <p>モバイル市場における公正競争の確保に向けて、まずは、MNO の低価格プラン及びグループ内の MVNO の料金プランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等について確認を行うことが適当であると考えます。</p> <p>その上で更なる検証の在り方について検討していくことが適当であると考えます。</p>	
<p>④検証の必要性が不明。</p>		
<p>現時点で何が問題であるか明確に提示されておらず、そもそも検証の必要があるのか甚だ疑問です。また、ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証については、検証の目的、対象、方法、評価方法、結果に対し求められる措置等が不明です。</p> <p>以上から、検証を行うことに反対します。本格検証に向けた検討材料を得るためとして、一部の MNO・MVNO を対象に試行的に検証・確認を行うことも、公平性に問題があるため反対します。</p> <p>なお、前述のとおり検証に反対しますが、仮に検証を行うとした場合について以下（１）～（５）のとおり意見を述べます。</p> <p>（１）検証目的について</p> <p>利用者料金は自由化されており、各社の経営戦略により決定されるものであるため、検証の必要はありません。</p> <p>複数の事業や異なる料金プラン全体で収支をバランスさせる、既存事業から新規事業に経営資源を振り向けるといった内部補助も、決して電気通信事業に特有のものではなく、ごく一般的な企業活動であり、何ら否定的に評価されるべきものではないため、検証の必要はありません。</p> <p>固定市場においてスタックテストは、NTT 東・西殿の接続料の妥当性検証のために導入されたものであると認識しています。仮にモバイル市場における接続料の妥当性検証が目的であるとしても、MVNO サービスの利用者料金と MNO が設定する接続料の比較は、妥当性検証には役に立たないと考えます。</p> <p>以上のとおり、やはり検証を行う必要性は無いと考えますが、仮に検証を行うのであれば、検証結果に後付けの解釈を付けて議論が行われることのないよう、予め検証の目的を明確にする必要があると考えます。なお、目的を絞り込むためとして、一部 MNO・MVNO のみを対象とした試行的な確認を行うことは、公平性に問題があるため反対します。</p> <p>（２）検証対象について</p> <p>検証の対象を MNO の低価格料金プランや MNO のグループ内の MVNO のプランなどに限定することなく、原則全ての MNO・MVNO とすべきです。実際、シェア上位の MVNO 各社は電気通信事業の枠</p>	<p>MNO の低価格料金プランやグループ内の MVNO の料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出が行われると、他の MVNO は、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えます。</p> <p>モバイル市場における公正競争の確保に向けて、まずは、MNO の低価格料金プラン及びグループ内の MVNO の料金プランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等について確認を行うことが適当であると考えます。</p> <p>その上で更なる検証の在り方について検討していくことが適当であると考えます。</p> <p>（１）検証目的について</p> <p>一種指定制度において実施されている接続料と利用者料金の関係の検証は、両者の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかを検証することを目的とし、利用者料金収入と接続料等総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費相当基準額を下回らないものであるかを検証するものです。モバイル市場における公正競争の確保に向けては、これを参考に、まずは MNO の低価格料金プラン及びグループ内の MVNO の料金プランについて、接続料等の総額と営業費に相当する額との合計が利用者料金による収入を上回るものであるか等についての確認を行うことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>

にとどまらない複合的な事業や顧客基盤を背景に事業運営を行っており、MVNO 事業単独で経営を行っている事業者は見当たりません。MVNO 以外の顧客基盤や事業収入などの経営資源を投入した激しい競争が展開されていることから、検証対象を「MNO のグループ内の MVNO」などに限定することは、市場の実態が正しく反映されない歪んだ結論を導くことに繋がると考えます。

(3) 検証方法について

検証方法について、慎重な検討が必要です。

例えば、単年度の検証結果で拙速に評価を下すことは不相当であり、複数年度に亘る期間を対象とする必要があると考えます。なぜなら、広告宣伝費、販売促進費等、会計上は単年度に計上される費用であっても、実際には複数年の効果を期待した施策に係る費用が存在するためです。そのほか、各社の多様なサービスをどのような単位で揃えるか等の検討も必要です。

また、事業者には過大な負荷とならない方法を吟味し、一定の準備期間を確保した上で開始すべきと考えます。

(4) 評価方法について

検証結果をどのような基準で評価するのか慎重な検討が必要です。

例えば、MVNO が MNO へ支払う卸・接続料と、MNO のサブブランドの自社コストを同列に評価できるのかは疑問です。

また、複数社の MVNO 事業が赤字であるとの報道があります(※1、※2)。MVNO 間で、単に検証対象になるかならないかで、問題有無の評価が分かれることになるのであれば、適正な評価であるとは言えず、公正競争を歪めることになるため、極めて問題であると考えます。

※1 “LINE モバイル(東京・新宿)の17年12月期決算では、売上高33億円に対し、接続料など売上原価は38億円にのぼった。契約数が100万を超える数少ない事業者の一つ、ケイ・オプティコム「マイネオ」ですらまだ赤字の段階だ。”日本経済新聞記事「格安スマホ、急減速 ドコモや大手系列、安値攻勢 挽回策、決め手欠く」(2019年2月23日)

※2 “IIJは2018年3月にフルMVNOサービスを開始したが、2018年度はフルMVNO事業で利益をあげることは見込んでいない。2018年度は、自社構築のHLR/HSSシステムの償却、ドコモ網の改造費用負担など、フルMVNO事業だけで月間1億円強の固定コスト増を見込んでおり、「売り上げは年間で5億円を超すくらいの予算設定にしている」と渡井氏。つまりフルMVNO事業単体で見ると赤字だが、既存のサービスで利益を伸ばして、IIJ全体では2018年度は増益を見込んでいる。”ITmedia Mobile「勝社長「IIJとして通信の最適化を行う考えはない」(2018年5月15日)

(5) 求められる措置について

検証結果が何らかの基準により問題ありと評価された場合、どのような措置を求められるのか不

(2) 検証対象について

まずはMNOの低廉な料金プラン及びグループ内のMVNOの料金プランについて確認を行うことが適当と考えます。

(3) 検証方法について

検証の在り方について検討する際の参考とさせていただきます。なお、検証の方法については、十分な確認結果が得られる方法が採られることが重要と考えます。

(4) 評価方法について

検証の在り方について検討する際の参考とさせていただきます。なお、検証については、MNOの低廉な料金プラン及びグループ内のMVNOの料金プランを対象に行うことが適当と考えます。

(5) 求められる措置について

検証の在り方について検討する際の参考とさせていただきます。なお、検証の結果問題ありと評価された事業者については、その状態を解消する措置が求められることとなると考えます。

<p>明であることから、慎重な検討が必要です。</p> <p>MVNO は自ら設定していない接続料を変更することはできません。また、行政が MVNO に対し、品質劣化や料金値上げ等の要請を直接的に行うことは考えられません。あるいは、「適正化を図るべき」等と、当該 MVNO が自主的に品質劣化あるいは料金値上げ等を決断するよう抽象的に促すといった間接的な要請も、現実的ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>		
<p>⑤中間報告書で示されている検証方法は一部の MVNO のビジネスモデルを否定しかねない。</p>		
<p>企業成長の手法として既存事業のアセットを新規事業へ活用することは当然の対応であり、現に様々な企業が自社のアセットを背景に MVNO に参入しています。</p> <p>本中間報告書（案）で示されている検証方法は、単年度における接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるかを確認するものとされていますが、この検証結果次第で上記のようなビジネスモデルをも否定しかねないおそれがあります。</p> <p>また、ビジネスにおいては中長期的なビジョンを設定して収益化を図るため、事業の立ち上げ期においては費用が収入を上回することは当然あり、本検証のように単年度かつ単体事業や単体プランをスポット的に確認することでは正しい評価はできないと考えます。</p> <p>さらに、各事業者は各々の戦略のもと料金プランを提供していることを踏まえれば、異なる戦略を背景としたそれぞれの料金プランを同じ基準で評価することは不適切と考えます。</p> <p>本中間報告書（案）においては、事業者から全ての料金プランについて必要なデータ提供を受けて、さらなる検証の在り方について検討するとされていますが、上記のような課題がある中、極めて重要な経営情報である料金プラン毎の情報を提供することは困難です。事業者によって事業単位やプラン単位などの採算管理方法が異なることが想定され、本中間報告書（案）で示されている検証方法に必要な比較可能なデータ自体が存在しない可能性もあります。</p> <p>仮に検証する場合においても、まずは検証の目的を明確にし、適切な検証方法（検証対象期間、対象サービスの単位等）を慎重に議論する必要があります。加えて、内部相互補助関係が可能である事業者のモバイルサービスについて、その単体の収支構造が競争環境に影響を与える前提に立ち検証するのであれば、全ての MVNO についても公平に検証すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>MNO の低廉な料金プランやグループ内の MVNO の料金プランにおいて、費用が利用者料金収入を上回り、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるようなネットワーク関連費の支出が行われると、他の MVNO は、速度等の品質の面で競争上不利な立場に置かれるものと考えます。</p> <p>モバイル市場における公正競争の確保に向けて、まずは、MNO の低廉な料金プラン及びグループ内の MVNO の料金プランについて、接続料等の総額と営業費相当額との合計が利用者料金収入を上回らないものであるか等について確認を行うことが適当であると考えます。</p> <p>その上で更なる検証の在り方について検討していくことが適当であると考えます。</p>	<p>無</p>
<p>第5章 事業者間の競争条件に関する事項</p> <p>3. 音声卸料金の適正性の確保</p>		
<p>①賛同。</p>		
<p>MVNO が MNO との卸契約の下で同等のサービスや料金プランを提供できるかについて検証することは、健全な競争環境を整備する観点からも極めて有効な取り組みであることから、対応の方向性に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>弊社から申し上げていた「音声卸料金の適正性」について、迅速に対応いただき感謝申し上げます。MVNOにおいても、MNOと同様の音声定額サービスが実現できれば、利用者利便が向上すると考えるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見：音声通話料金は、近年定額制のプランが増えています。従量制や「無料通話〇分」というプランはわかりやすいですが、かけ放題の定額プランは、メリットを最大限享受している利用者もいれば、支払額に見合わない利用者もいると思われれます。利用実態を調査いただきたい。MNOとMVNOの間の音声卸料金は長年にわたり高止まりしています。音声卸料金の見直しによりMVNOから魅力的な通話プランが提供されることを期待します。</p> <p>以上</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>	<p>音声通話料金については、定額制料金プランのほか、準定額制料金プランや従量制料金プランが提供されているところであり、利用者のニーズに沿った選択が確保されるよう、利用者に対する適切な説明が徹底されることが必要と考えます。</p> <p>音声卸料金については、賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>②MNOは音声卸料金の見直しの実施を検討。事業者間の協議状況を注視し、その結果を踏まえ検証の必要性を判断するべき。</p>		
<p>【総務省案】 「(3) 対応の方向性」記載のとおり</p> <p>【意見】 現時点で決定したものはございませんが、MVNOの要望に基づき、様々な観点から総合的に勘案し、見直しの実施について検討する考えです。</p> <p>なお、エンドユーザ向けに提供するサービスの料金は、各事業者が自らリスクを負った上で創意工夫をもって戦略的な料金を総合的に判断し設定するものであり、現行の音声卸料金の下でも、既に複数のMVNOが自ら創意工夫し、様々な音声定額サービスを提供しており、MVNOのリスクをMNOが一方向的に負うべきものではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>音声卸料金は設定以降見直しが行われておらず、約10年に渡り見直しが行われていない例もあります。その間、利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等が増えてきているなど変化が生じています。MNOが利用者に対して音声役務を提供する際の実質的な料金が音声卸料金を下回る場合には、公正な競争が期待できないと考えます。MNOからは見直しの意向が示されているところ、音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない水準とする必要があり、そのため、総務省において、実質的な利用者料金と音声卸料金の水準の比較を行う等により、検証を行うことが適当であると考えます。</p>	無
<p>MVNOとMNOとの公正競争確保に向けて、MNOが提供する音声卸料金の適正な設定が重要であることは理解しており、各MNOは本ヒアリングの場においても音声卸料金の見直しを図っていくことを主張しています。そもそも、卸取引については民民の協議に委ねられており、料金の設定も原則としてビジネスベースで決定されるものとの認識です。したがって、検証以前に、まずは事業者間の協議に委ねるべきであり、検証するにあたっては卸取引における考え方や指標を総務省が決定することは不適切と考えます。本中間報告書(案)では、MNOにより提供される音声卸電気通信役務の料金については、MNOの定額制料金等を含めた全ての利用者料金を加味した実質的な利用者料金をベースとして卸料金を設定する必要があると示されています。しかしながら、MVNOと当社ではお客様の利用特性は必ずしも一致するものではないため、当社実績を踏まえた当社の従量制や定額制料金、準定額制料金プランを加味した利用状況にかかるデータをベースに、MVNOへの既存の音声卸料金と単純に比較検証することや、音声卸料金の在り方を議論することは不適切です。単純に「利用者料金」から「料金収入」を算出し、音声卸料金から「費用」を算出し、両者の比較検証を</p>		

<p>行うことでは、MNO 及び MVNO の公平性を担保する結果を導くことは困難であると考えます。上記のように検証方法に課題がある中、サービス戦略に関わる重要な経営情報を提供することは困難です。仮に、音声卸料金の検証が必要な場合においては、先ずはどのような検証方法が適切かを関係事業者含めて慎重に議論する必要があると考えます。また、定額制、準定額制については MVNO の発着実績によっては当社が他事業者に支払う接続料と逆ザヤとなりうるリスクがあるため、当社の定額制・準定額制プランをそのまま「リテールマイナス」で提供することは当社として許容できず、個々の MVNO の特徴を踏まえた卸料金設定を従量制プランとは別に検討する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>「MNO から音声料金プランごとの契約者数、音声通話時間、収入等必要なデータの提供を求め」とあるものの、これらのデータは MNO のマーケティング戦略やそれに基づく加入者の利用傾向（ビヘイビア）に大きく依存し、時期に依る変動も大きいことから、MVNO に対する卸料金の適正性検証に十分に資するものとはならないものと考えます。また、上記に加え、当該情報は極めて重要な経営情報であり、研究会の構成員限りであっても詳細開示が困難であるという事情も存在します。</p> <p>なお、上記事情があるものの、本議論に資するという観点で、総務省様限りにて、一部のご要望データをお示しする等、最大限の協力をを行っている認識です。</p> <p>また、音声卸料金の低廉化については、研究会のヒアリングにおいて言及した通り、MVNO との協議に応じ、弊社において検討を進めていく予定であることも踏まえ、まずは事業者間の協議状況を注視いただき、その結果等をもって検証の必要性をご判断いただくことを要望します。</p> <p>加えて、卸料金の透明性や適正性については、本来、複数事業者による競争環境にあるモバイルサービス以上に、実質的に東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿が独占している固定サービスの光卸について、光アクセス設備のボトルネック性も勘案し、より一層透明性や適正性が課題であることは自明であることから、低廉化の要請や妥当性検証については固定領域について最優先で実施いただく必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>音声卸料金は設定以降見直しが行われておらず、約 10 年に渡り見直しが行われていない例もあります。その間、利用者料金については、定額制料金や準定額制料金の設定、料金割引の設定等が増えてきているなど変化が生じています。MNO が利用者に対して音声役務を提供する際の実質的な料金が音声卸料金を下回る場合には、公正な競争が期待できないと考えます。MNO からは見直しの意向が示されているところ、音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない水準とする必要があり、そのため、総務省において、実質的な利用者料金と音声卸料金の水準の比較を行う等により、検証を行うことが適当であると考えます。</p> <p>なお、光卸料金に関する御意見については、参考として承ります。</p>	無
③従量制の卸料金は、接続料と同様に検証及び改定が行われるべき。		
<p>従量制料金に関しては、接続料と同様に、継続的な原価の検証及びそれに基づく卸料金の改定が行われるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イオンリテール株式会社】</p>	<p>音声卸料金はリテールマイナス方式により設定しているとされているところ、まずは実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について比較を行う等の方法により、検証することが適当であると考えます。その上で、MNO においては、音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない水準とする必要があると考えます。</p>	無

第5章 事業者間の競争条件に関する事項		
4. MVNOによる多様なサービス提供の実現（セルラーLPWAの提供）		
①賛同。		
<p>MVNOがセルラーLPWAにおいても多様で高度な通信サービスを実現し、IoT社会の実現に貢献できることが望ましいことから、対応の方向性に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>弊社から申し上げていた「セルラーLPWAの提供条件」について、迅速に対応いただき感謝申し上げます。セルラーLPWAについて、MNOと競争可能な料金で、レイヤ2接続や卸提供がなされれば、MVNOによる多様なサービスが実現し、IoTの普及促進に貢献できると考えるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
②設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮が必要。		
<p>セルラーLPWAサービスについては、現時点ではまだ市場の黎明期にあることから、今後の議論においては、MNOに過剰な規制が課されることのないよう、取り扱っていただくことを要望します。</p> <p>この点、MVNOガイドラインのアンバンドル機能等の基本的な考え方においても、「第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む」旨、考慮事項として示されているとおりです。</p> <p>また、セルラーLPWAの特性や需要の立ち上げ段階であることを鑑み、MVNOへの提供形態についてはL2接続での提供に限定することなく、卸での提供も含めて検討いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>セルラーLPWAについては、MNOとMVNOとの間の公正競争が確保され、MNOだけでなくMVNOによっても多様なサービスが低廉な料金で提供されるようになることが重要と考えています。そのためには、MNOからMVNOに対し、セルラーLPWAが適正な料金で提供される必要があると考えています。</p> <p>いただいた御意見については、専門家による検討体制による議論において参考とされるものと考えますが、セルラーLPWAの特性が十分に発揮されるネットワーク開放が、適正な条件の下で早期に実現することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>セルラーLPWAについては、従来のLTEに比べ無線設備の効率が異なることや、IoTサービスでは回線管理や帯域接続料の考え方が従来のスマートフォンや携帯電話のサービスと異なる等、接続料の在り方等について整理する必要があります。</p> <p>なお、検討にあたっては、MVNOガイドラインにおいて、「二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重する」と示されているとおり、設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうことのないよう十分に配慮頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>【総務省案】</p> <p>「(3) 対応の方向性」記載のとおり</p>		

<p>【意見】 モバイル市場には多数の MNO や MVNO が存在し、同市場は設備・サービスの熾烈な競争環境下にあります。新たな市場の形成及び成長が期待される IoT 分野でも既に国際的な競争が行われています。</p> <p>このような環境の下、当社は、セルラーLPWA を既に MVNO に卸提供する等、MVNO をはじめ多様なプレイヤーとの様々な形での連携を通じて、新たなビジネスを創出し、お客様への更なる価値の提供、IoT 分野のイノベーション促進に取り組むとともに、我が国の国際競争力強化に貢献しているところです。</p> <p>また、IoT 分野への取組みとして、当社は MVNO にセルラーLPWA を既に提供しており、多様なプレイヤーと様々な形での連携を通じて、お客様への更なる価値を提供しています。</p> <p>今後、IoT に係る新たな料金をお客様向けに提供する場合は、MVNO の要望を踏まえ、新たな卸料金の設定を柔軟に検討していく考えですが、接続料の設定等は均一な条件での提供となり、柔軟なサービス提供が困難となり、新たなイノベーションを生み出す機会を損なうことになりかねないため、IoT 分野においては必要ないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>第5章 事業者間の競争条件に関する事項 5. MNO によるネットワーク提供に係るインセンティブ付与</p>		
<p>①賛同。</p>		
<p>MNO がより積極的に MVNO への網機能開放に取り組むことは、MVNO による多様かつ高度なサービスの実現を促進するものであり、対応の方向性に賛同します。</p> <p>なお、MNO がグループ内の MVNO に重点的に網機能開放を行い、もってインセンティブを受けることは、制度趣旨に反すると考えられるところ、インセンティブに係る今後の議論に当たっては、グループ内の MVNO に対する不当に優先的な取扱いを禁止すべく禁止行為規制の適用拡大を前提とすべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、グループ内外の取扱いについては今後の検討の参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>MNO が MVNO との取引に積極的に取り組むインセンティブを与えることは、電波の有効利用に資することに加えて、モバイル市場の活性化にも寄与するものと考えため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>【総務省案】 「(3) 対応の方向性」記載のとおり</p> <p>【意見】 報告書案記載の以下内容について賛同します。</p>		

<ul style="list-style-type: none"> ・ MNO による MVNO へのネットワーク提供については、その料金のみならず、MVNO への機能開放の形態やサポート品質、多様かつ多数の者へのネットワーク提供など多様な要素が存在している。また、MVNO に対するネットワーク提供について、将来的な提供計画の内容だけでなく、多様かつ多数の者への MVNO サービス提供の実績についても考慮することが重要である。 ・ 周波数割当てに係る審査に当たっては、上記のような多様な要素や提供実績の確認の必要性等を考慮し、多様かつ多数の者へのネットワーク提供が行われているかという観点のみならず、HLR/HSS 連携機能開放等の MVNO へのネットワーク提供の多様性の観点からも実施することが必要である。また、競願時審査における配点の重み付けについては、MVNO に対するネットワーク提供の促進に向けた取組等個々の配点の重み付けを行う趣旨が適切に審査結果に反映されるよう配点のバランスに留意することが必要である。 <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>これまでも特定基地局の開設計画の認定申請において、申請事業者による MVNO へのネットワーク提供計画が比較審査の対象となっています。申請事業者によって、より有利な周波数を取得できるよう創意工夫によって他者より優れた計画になるよう、その取り組みが示されてきました。また今後は、提供計画の優劣だけでなく、計画の実現性も評価されることとなり、より実現性の高い計画が示されるしくみが導入されることとなっています。したがって、まずはこうした取り組みの効果を見極めることが先決と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
②その他		
<p>電波の利用状況調査について評価・公表方法を検討するにあたっては、評価の根拠となる関連データについて個社の経営情報に類する情報も含まれる場合があるため、事業者の意向は十分に考慮いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>評価の根拠となる関連データについては、個社の経営情報に類する内容も含まれる場合もあることから、「平成 30 年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の利用状況調査」と同様、適切な公表内容について検討を行いたいと考えます。</p>	無
<p>1. 移動体通信の規制・制度枠組みの位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「MNO によるネットワーク提供に係るインセンティブ付与」については、従前より、事業者間の競争促進、利用者利益の保護、電波の公平かつ能率的な利用といった観点から検討・整理がなされてきております。これらのいずれの観点も、主眼は「MNO による MVNO へのネットワーク提供の促進」、すなわち MNO と MVNO 間における接続ルールとなっております。 ● また、上記以外の移動体通信分野に係る競争政策や関連する規制枠組みの主眼は、「全国的にサービスを提供する MNO（以下、「全国 MNO」）間の競争促進」となっており、全国 MNO 間における接続ルールとなっております。 ● このように、モバイルにおける競争ルールは、1) MNO と MVNO 間、あるいは、2) 全国 MNO 間、における競争促進においてのみ適用されております。 	<p>御指摘の諸課題の取扱いについては、5G 時代も見据え、公正な競争環境の確保等の観点から、別途検討されることが望ましいと考えます。</p>	無

2. 地域 MNO における競争上の課題

● 近年地域 BWA の活用に見られるように、地域のきめ細かなニーズに応えるため、ケーブルテレビ事業者をはじめとする地域周波数免許をもつ加入者回線設置事業者（以下、「地域 MNO」）によるサービスが進展しております。地域 MNO が提供するサービスは、地域の公共の福祉の増進に寄与するものであり、また防災や見守りなどの地域公共サービス・アプリケーションにも使われるなど、災害時や緊急時において地域住民の安心・安全に資する重要な用途にもなっております。さらに、今後は「ローカル 5G」の活用を通じて、こうした地域 MNO の役割ならびに提供されるサービスが、地方創生の推進に向けて一層に重要になると予想されます。そのため、今後は、地域 MNO のサービスが、当該 MNO のサービスエリア外においても、他の全国 MNO のネットワークを利用することにより、継続して提供されることが、ユーザの利便性ならびに安心・安全の観点で極めて重要になります。

● しかしながら、地域 MNO と全国 MNO との間における接続ルール等の制度的手当てはなされていないのが現状です。こうした他の MNO のネットワーク利用に係るニーズの従前のケースとしては、主に新規参入した全国 MNO が全国ネットワークを整備する途中段階で、暫定的に他の全国 MNO からローミングの協力を得ることを想定しており、基本的には過渡的措置としての意味合いが強いことから、事業者間交渉にあたっての経済的条件は相対となっています。

● そのため、地域 MNO が全国 MNO のネットワークの利用を希望する際は、規模の違い等から公正な経済条件でのエリア外サービスの提供は極めて困難になります。特に、電気通信分野において、固定通信から移動体通信分野へ競争の軸がシフトしている中、全国 MNO 間では事実上の協調寡占となっていることから、「全国 MNO による地域 MNO へのネットワーク提供を促進」するインセンティブは働きにくい構造となっております。

3. 課題解決に資する接続ルールの在り方

● 我が国では、かつて固定電話の相互接続に関する制度の導入を通じて、移動体通信でいえば MVNO に相当する「中継系事業者」だけでなく「加入者系設備設置事業者」と NTT 東西との接続が促進され、料金が市内通話 3 分 10 円から 20%前後の値下げとなりました。これにより、地域の加入者回線設置事業者により設置された固定電話回線（OAB～J）は、現時点で全国約 800 万に及ぶ世帯に提供されるに至っています。

● こうした理由より、地域 MNO が移動体通信市場において一層の役割を果たすとともに、公正な競争を促進する観点から、移動体通信市場においても固定通信市場と同水準の競争ルールが必要であり、具体的には地域 MNO が全国移動通信網を活用する場合、「卸電気通信役務」ではなく、「事業者間接続」に基づくネットワーク提供について、制度的に担保する必要があると考えます。

【一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟】

第 5 章 事業者間の競争条件に関する事項

6. 第二種指定電気通信設備制度の全国 BWA 事業者への適用

①賛同。		
<p>当協会 MVNO 委員会は、早急に全国 BWA 事業者への二種指定制度の適用が必要であると考えていますので、対応の方向性に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
②反対。		
<p>「モバイル市場の競争環境に関する研究会第7回会合（平成31年1月22日開催）」において、全国 BWA 事業者の設備を二種指定設備として指定することとし、手続きを開始すべきとの方向性について議論がなされましたが、接続協議の優劣、指定基準等について十分な検討が行われたとは言い難い状況です。このように十分な検討が行われないまま、当社の会計システム・運用変更をはじめ、その対応に多大な負担のかかる二種指定に向けた省令改正・告示改正を進めることは許容できません。透明性・公平性・公正性の観点から、以下の事項について意見募集の実施および審議会等における十分な議論を経た上で、必要と判断されれば、二種指定に向けた手続きを進めるべきです。</p> <p>（1）これまで、新たな事業者を二種指定する際は、その時点で規定されているシェアにかかわらず、まず事業者間の接続交渉上の優位性について検証がなされています。その上で、二種指定の必要があると判断された後に、特定移動端末設備のシェアを引下げる（25%を10%に引下げ）等の措置が講じられ、新たな事業者が二種指定されてきました。</p> <p>今回は、電話サービスを念頭において設定された特定移動端末設備のシェア10%を変更せず、電話サービスを提供できない全国 BWA 事業者にそのまま当てはめ、事務的に二種指定の手続きが進められようとしています。</p> <p>今回新たに全国 BWA を指定の対象にするのであれば、これまでの電話サービスを念頭においた基準をそのまま適用することが適切かどうか、検証・検討すること要望いたします。</p> <p>（2）本中間報告書（案）P.64において「全国 BWA 事業者は、大手携帯電話事業者への卸電気通信役務の提供により、相当水準の端末設備シェアを獲得し、多くの収益を得るため、MVNO への設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていない。」と示されております。</p> <p>しかしながら、①全国 BWA 事業者の卸電気通信役務の提供によるユーザは、大手携帯電話事業者のユーザ（契約者）であり、全国 BWA 事業者が端末設備を獲得したものではありません。また、②MVNO への卸電気通信役務の提供は、全国 BWA 事業者から大手携帯電話事業者に卸された周波数帯（2.5GHz 帯）と大手携帯電話事業者の保有する周波数帯（700M、800M、1.5G、2.1G、3.5GHz 帯）を併せて、キャリアアグリゲーションにより、大手携帯電話事業者の管理下で行われるものであります。従って MVNO の設備開放による収益拡大のインセンティブは、全国 BWA 事業者側ではなく、大手携帯電話事業者側の問題であると認識しております。</p> <p>このようなことから、大手携帯電話事業者に対する全国 BWA 事業者の卸電気通信役務の提供によって、全国 BWA 事業者側に MVNO への設備開放による収益拡大のインセンティブが働いていないと</p>	<p>本研究会は、全国 BWA 事業者が設置する設備を二種指定設備として指定することの要否について、制度の趣旨を確認し、これまでの情報通信審議会における考え方に照らして検討を行いました。その結果、全国 BWA 事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても、「交渉上の優位性」を有していると認められることから、当該事業者の設備を指定すべきとの判断を取りまとめたものです。なお、指定基準について、検討において構成員から見直しを必要とする旨の意見はなく、電気通信事業法施行規則第23条の9の2第2項に規定するとおり、10%を適用することが適当と考えます。</p> <p>おって、全国 BWA 事業者のネットワークの状況等を踏まえ、指定された場合における関係規律について、一定の特例が必要と整理しております。</p> <p>（1）</p> <p>二種指定制度は、2001年の制度創設時には MNO 間の音声伝送交換機能の接続を前提とするものでしたが、2011年12月の情報通信審議会答申において、データ伝送交換機能の接続が実現していた MNO と MVNO との関係について整理がなされ、翌年6月には指定基準が25%から10%に見直されました。また、2016年3月に対象となる特定移動端末設備に BWA（WiMAX2+、AXGP に限る。）端末を追加するに当たっては、2014年12月の情報通信審議会答申において、電波利用の連携がなされていることが検討の前提として指摘されているところです。</p> <p>本研究会においては、現在の全国 BWA 事業者のネットワークの状況をこれまでの整理に当てはめた結果、「交渉上の優位性」を有していると認められることから、二</p>	無

の指摘について、検証することを要望いたします。

(3) 全国 BWA 事業者の「接続交渉上の優位性」を判断する前提として、当社が接続交渉における不当な差別的取り扱い、協議の引き延ばし（長期化）等を行っている客観的事実があるかどうかを検証するため、関係事業者の意見を具体的に聴取していただきたいと考えております。

具体的には、前回の特定端末設備のシェアを 10% に引下げた上で二種指定を行った際と同様の手続・進め方で、MVNO を含む他の事業者から意見募集（パブリックコメント）を行うことにより、当社による接続協議における不当・遅延行為の有無を聴取していただくことを要望いたします。

(4) 「特定移動端末設備」に BWA を追加した当時（平成 27 年）、携帯電話と BWA のデュアル端末は携帯電話と BWA それぞれの「特定移動端末設備」として 2 カウントとすることとなりました。これは事業法、事業法規則で定められたものではなく、審議会への提出資料の中に記載されているものであります。この資料にはデュアル端末については記載されております。

現在のキャリアアグリゲーション対応端末は、デュアル端末と異なるものでありますので、キャリアアグリゲーション対応端末がデュアル端末と同じように接続交渉上の優位性を測る上で 2 カウントすべきか検証・検討することを要望いたします。

注)

・携帯電話と BWA のデュアル端末：1 台の端末で 2 社の無線局を有し 2 社のサービスを切り替えて利用する端末

・携帯電話と BWA のキャリアアグリゲーション対応端末：1 台の端末で 2 社の無線局を有し携帯電話 1 社のサービスとして利用する端末

(5) 今回の調査で、全国 BWA 事業者の特定移動端末設備のシェアが 10% を超えたとされておりますが、その算定方法、算定結果を関係事業者に対して情報開示いただくよう要望いたします。

特に当社のサービスは他の携帯電話事業者の通信サービスと営業区域が異なることや、前回のシェア見直しから地域 BWA、PHS 等の端末数が変化していること等から、特定移動端末設備のシェア計算における分母の特定端末設備の数のカウント・補正方法など、各事業者の端末シェアがどのように分母に組み込まれているかは、今回指定の検討対象、規制対象とされている当社にとっては極めて重要なことであります。

以上、当社としては、合理的かつ納得できる根拠が示されないまま、二種指定されるとすれば、過剰な規制と考えざるを得ず、到底受け入れられるものではありません。

また当社の回線数は、モバイルルータ事業（MVNO 含む）および UQ mobile 事業（当社 MVNO 事業）合計でも数百万回線規模にとどまっており、1 億数千万回線規模のモバイル市場全体の中にお

種指定設備として指定すべき旨取りまとめたものではありません。

(2)

2011 年 12 月の情報通信審議会答申において、「原則、全ての MNO は MVNO との関係においては交渉上の優位性を持ちうる」とした上で、「しかしながら、端末シェアが相当程度低い MNO は、むしろ MVNO に自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合まで MNO が MVNO との関係において有意な交渉力があると認めることは難し（い）」と整理されています。現在の全国 BWA 事業者のネットワークの状況を当該整理に当てはめて検討した結果、全国 BWA 事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備のシェアの大半が携帯電話事業者におけるキャリアアグリゲーションによるものであっても、その結果、全国 BWA 事業者は、当該携帯電話事業者から多くの収益を得ることとなり、本件整理における「MVNO に自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働く」こととはなっていないことを確認したものです。

(3)

二種指定制度は、相対的に多数の特定移動端末設備を収容する電気通信事業者が、交渉上の優位性を背景に、接続における不当に差別的な取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保するため、接続約款の届出・公表の義務等を課すものです。現に不当に差別的な取扱いや接続協議の長期化等を引き起こしていることを指定要件とするものではないと考えます。

(4)

各電気通信事業者における特定移動端末設備のシェアについては、各電気通信事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数をカウントすることとされているところ、キャリアアグリゲーションの場合も、携帯

<p>いて、優越的な地位・支配力を有しているとは思えません。</p> <p>つきましては、お示した（１）～（５）の要望それぞれに対し、考え方をお示しいただくよう要請いたします。</p> <p style="text-align: center;">【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>電話事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数は１であり、全国 BWA 事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備の数は１であることから、両者について、それぞれ１とカウントすることは適当と考えます。</p> <p>（５）</p> <p>特定移動端末設備のシェアは、電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項の規定に基づき算定されるものであり、その指定については、電気通信事業法第 169 条の規定に基づき審議会に諮問しなければならないとされているものであって、その算定根拠については、指定の過程において、審議会において確認されることが適当と考えます。</p> <p>なお、地域 BWA（WiMAX2+、AXGP を除く。）、PHS の端末は特定移動端末設備に該当しないことから、そのシェアの算定に影響しません。</p>	
<p>交渉の場に立たない事業者に本当に交渉上の優位性が存在するの否か、漠然としたイメージではなく具体的に掘り下げた丁寧な議論が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【UQ コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>2011 年 12 月の情報通信審議会答申において、「原則、全ての MNO は MVNO との関係においては交渉上の優位性を持ちうる」とされているところであり、接続協議における実際の交渉を、設備の設置事業者自身が行うとしても、設備の設置事業者から交渉を委ねられている他者が行うとしても、交渉上の優位性を背景として、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等が引き起こされるおそれがあると考えます。</p>	無
<p>今般、BWA 事業者が第二種指定電気通信設備（を設置する）事業者として指定する際の指定基準を超過した背景は、当社のキャリアアグリゲーション端末において BWA 事業者から卸された周波数を利用しているためと理解していますが、MVNO との接続に関しては当社のみが交渉上の当事者となっています。</p> <p>したがって、接続交渉の優位性を測る観点からは当該端末における交渉上の優位性は当社のみ存在し、BWA に対して第二種指定電気通信設備の事業者として指定することは不適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>二種指定制度の趣旨については、中間報告書においてとりあげたとおり、2011 年 12 月の情報通信審議会答申において、従来の MNO 間の関係に加え、新たに MNO と MVNO との関係について整理されております。また、2016 年 3 月にその対象を BWA 端末（WiMAX2+、AXGP に限る。）に拡大するに当たっては、2014 年 12 月の情報通信審議会答申において、電波利用の連携がなされていることが検討の前提として指摘されているところです。</p> <p>本研究会においては、現在の全国 BWA 事業者のネット</p>	無

<p>業者の周波数を利用しているためと理解していますが、MVNO との接続に関しては当社のみが交渉上の当事者となっています。</p> <p>したがって、接続交渉の優位性を測る観点からは当該端末における交渉上の優位性は当社のみが存在しており、BWA 事業者も併せて2カウントとすることは不適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>ワークの状況をこれまでの整理に当てはめた結果、「交渉上の優位性」を有していると認められることから、二種指定設備として指定すべき旨取りまとめたものです。なお、指定基準について、検討において構成員から見直しを必要とする旨の意見はなく、電気通信事業法施行規則第 23 条の9の2第2項に規定するとおり、10%を適用することが適当と考えます。</p> <p>また、接続協議における実際の交渉を、設備の設置事業者自身が行うとしても、設備の設置事業者から交渉を委ねられている他者が行うとしても、交渉上の優位性を背景として、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等が引き起こされるおそれがあると考えます。</p>	
<p>弊社としては、これまでもご説明してきました通り、Wireless City Planning 株式会社（以下、「WCP 社」）に交渉優位性や市場支配力はないことから、同社に対する第二種指定電気通信設備制度の適用は過剰規制であると考えます。</p> <p>2011 年 12 月の情報通信審議会答申において、「MVNO の事業運営には周波数の割当てを受けた MNO のネットワークに接続することが必要であることに鑑みれば、原則、全ての MNO は MVNO との関係においては交渉上の優位性を持ち得ると考えられる」とあるものの、現状の実態からすれば BWA 事業者が割当てられた周波数を MVNO が利用するためには、BWA 事業者のネットワークに接続する必要はなく、弊社が MVNO 向けに BWA 再卸にて提供することが可能であり、かつキャリアアグリゲーション等のネットワーク連携を MVNO が利用するためには、弊社に BWA 再卸の提供義務を課すことで実現可能となることから、WCP 社においては周波数が割当てられていることによる交渉優位性はないものと考えます。</p> <p>また、収益の拡大を図るインセンティブに関しても、MVNO への設備開放による収益拡大のインセンティブが働かないわけではなく、MVNO からの接続要望があったうえでビジネスとして成り立つものであるため、一概に収益拡大のインセンティブが働いていないと断定されるべきものではないと考えます。</p> <p>加えて、過去の二種指定の適用プロセスにおいては、交渉優位性の検証や閾値の妥当性について検討されシェア 10%という閾値が定められたものである一方で、本研究会の議論においては BWA 事業者の交渉優位性や閾値の適正性について十分に検証がなされていないことから、改めて BWA 事業者の交渉優位性や閾値の適正性について検証されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本研究会は、全国 BWA 事業者が設置する設備を二種指定設備として指定することの要否について、制度の趣旨を確認し、これまでの情報通信審議会における考え方に照らして検討を行いました。その結果、全国 BWA 事業者は、端末設備シェアが一定割合を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても、「交渉上の優位性」を有していると認められることから、当該事業者の設備を指定すべきとの判断を取りまとめたものです。なお、指定基準について、検討において構成員から見直しを必要とする旨の意見はなく、電気通信事業法施行規則第 23 条の9の2第2項に規定するとおり、10%を適用することが適当と考えます。</p> <p>具体的には、2011 年 12 月の情報通信審議会答申において、「原則、全ての MNO は MVNO との関係においては交渉上の優位性を持ちうる」とした上で、「しかしながら、端末シェアが相当程度低い MNO は、むしろ MVNO に自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合まで MNO が MVNO との関係において有意な交渉力があると認めることは難し（い）」と整理されています。現在の全国 BWA 事業者のネットワークの状況を当該</p>	無

		<p>整理に当てはめて検討した結果、全国 BWA 事業者の設置する設備に接続される特定移動端末設備のシェアの大半が携帯電話事業者におけるキャリアアグリゲーションによるものであっても、その結果、全国 BWA 事業者は、当該携帯電話事業者から多くの収益を得ることとなり、本件整理における「MVNO に自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働く」こととはなっていないことを確認したものです。</p> <p>また、接続協議における実際の交渉を、設備の設置事業者自身が行うとしても、設備の設置事業者から交渉を委ねられている他者が行うとしても、交渉上の優位性を背景として、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等が引き起こされるおそれがあると考えます。</p>	
第6章 モバイル検討会報告書フォローアップ			
①賛同。			
	<p>モバイル検討会において対応の方向性が示されたものについて、その取り組み状況をフォローアップいただいたことに感謝します。</p> <p>中間報告書案に記載されていますように、引き続き全ての項目について取り組みを注視していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
	<p>(意見) MNP の円滑化に向けてさらなる取組の必要性が認められる場合には、積極的に検討を進めていくべきとの意見に賛成。</p> <p>(理由) Web による MNP 手続の実施については MNO 各社の対応スケジュールが出揃ったところであるが、現時点で既に、MNP 予約番号発行における受付時間帯の限定をなくし 24 時間受付可能とするなど、さらなる取組の余地がみられるため。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
	<p>モバイル検討会報告書に記載された全ての項目について、引き続き、取組を注視することは、モバイル市場の健全な競争環境の維持・向上に資すると考えるため、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
②調査及び検証が必要。			
	<p>MNP の転出に関し、全ての利用者が web による手続きを実現できているかなど、web による手続</p>	<p>ウェブによる MNP 手続の実施状況等について、引き続</p>	<p>無</p>

	<p>き実現後の調査及び検証が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イオンリテール株式会社】</p>	<p>き注視することが適当であると考えます。</p>	
<p>第7章 将来的な課題についての検討</p>			
<p>①賛同。</p>			
	<p>5G 関係や eSIM 関係については、中間報告書の取りまとめ以降、議論を深めることとされていますが、その議論の際には、当協会の MVNO 委員会の「新政策提言」の内容及び総務省殿「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会（第5回）」での当協会プレゼンの内容を参考として進めていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 テレコムサービス協会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、将来生じることが想定される課題について議論を深める際には、貴協会の MVNO 委員会の「新政策提言」や発表内容も参考にさせていただきます。</p>	<p>無</p>
	<p>5G の進展や eSIM の普及等を見据えたときには、今後 MVNO の役割がさらに拡大すると期待されることから、現時点において予め将来的な課題を想定して検討を行うことに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
	<p>【総務省案】 「(3) 対応の方向性」記載のとおり</p> <p>【意見】 5G の進展等、将来生じることが想定される課題に関し、議論を深めることが適当とされたことに賛同します。</p> <p>当社は、以下についても、将来生じることが想定される課題であると考えていることから、検討すべき課題として取り上げていただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の 5G 時代に向けて、多様なプレイヤーと様々な形での連携を図る必要がありますが、パートナーとの連携において、例えばジョイントベンチャーを設立して連携する場合、禁止行為規制や卸契約書の届出義務が足枷になる等の課題が生じています。 ・ また、2015 年度事業法改正において、IoT 向けサービス（通信モジュール向けに提供するサービス）が禁止行為規制の緩和対象となったものの、IoT 向けサービスのうちインターネット通信が可能な形態は禁止行為規制の対象となる可能性があるため、パートナーとの連携において萎縮効果をもたらす結果となっています。 <p>その上で、5G の導入等によるイノベーションを促し、新事業・新サービスの創出や社会的課題の解決をより一層促進していく観点から、ビジネス上の萎縮効果をもたらされることがないよう、規制制度を見直していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後の検討課題の御提案については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>②その他</p>			
	<p>2030 年頃は、海外事業者も含めた様々なプラットフォームが活発に競争する時代となり、通信</p>	<p>御指摘の諸課題の取扱いについては、5G 時代も見据</p>	<p>無</p>

事業者は5Gなど新たな通信ネットワーク基盤を整備するとともに多様なプレーヤーと連携、共創して、お客様に新たな価値を提供していくことが想定されます。

その多様なプラットフォームを支える5Gの通信ネットワーク構築には大量の光回線が必要となるため、固定回線の役割がこれまで以上に重要になると考えます。また、コロケーションスペースの需要は、エッジコンピューティング技術や低遅延サービス実現のため更に高まります。

その中で、NTT東・西が保有するリソース（加入ダークファイバや中継ダークファイバ、回線開通に伴う工事稼働、局舎・コロケーションスペース、NTT東・西のみが確保する都市部ビルの入線環境など）は、5Gのネットワーク構築に不可欠であり、かつ代替性が極めて低いと認識しています。

また、NTTグループが固定、モバイルを統合したコア網を構築すると、規模の経済が働き、独占的なネットワークに収れんする恐れがあります。結果としてネットワーク領域の競争が無くなり、プラットフォーム上のサービス向上やIoTの発展も停滞することが懸念されます。お客さまの多様なご要望にお応えできるよう、様々な階梯（収容局単位、県単位、集約（例：東京・大阪）単位等）でNTTグループへ接続できること、API連携で必要な時に必要な機能を利用できること、相互運用性を確保すること等が必要となります。

したがって、5Gネットワーク整備のため、ボトルネック領域において次のルールが必要と考えます。

(1) 第一種指定電気通信設備制度と同等の接続ルールの整備：

光ファイバに対する現行の一種指定電気通信設備制度を維持するとともに、未整備エリアについても、特に諸外国に遅れを取ることなく5Gを拡大していくため、政府出資のNTT東・西が敷設する光インフラの提供条件については、民-民の相対取引に基づく卸ベースでの提供ではなく、公平性・透明性・適正性を担保するため接続ルールに準じた利活用ルールの整備が必要です。（公正報酬率規制等）

また、都市部において新たな光ファイバの引き込みができないビルが多いという課題への解消策として、フランスのようなラストマイル共用規制といった、ボトルネック領域の貸出ルールが必要です。

(2) NTT東・西の局舎設備の更なる有効活用のためのルール整備：

競争事業者がNTT東・西のボトルネック設備を

「接続」で利用する場合は義務的コロケーションとして利用可能であることを今後も担保して頂く必要があります。

また、公社時代から引き継いだ資産の公益性に鑑み、電話等旧来の設備の撤去により空いたスペースについては新規事業に転用するのではなく、5Gに向けた競争事業者の要望も踏まえ原則コロケーションスペースとして維持・活用しNTT東・西利用部門と競争事業者の同等性を確保する必要が

え、公正な競争環境の確保等の観点から、別途検討されることが望ましいと考えております。

<p>あります。</p> <p>(3) ボトルネック設備と一体的に構築される統合コア網に対するルール： 現行の第1種/第2種指定設備を設置する事業者への規制とは別に、（コア網を提供する事業者が異なる場合も含め）不可欠なリソースと一体のNTTネットワークに対する接続ルール（公平、透明、適正な接続条件）を検討する必要があり、そのネットワーク上で提供される役務の利用料金には公正報酬率規制等の規律が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>5Gにおいて新たな制度整理が必要となる場合は、これまでどおり審議会・研究会を通じてオープンな議論を重ね、適切なルール整備が検討されるものと理解しています。新たな制度の検討・運用にあたっては、今後もMNO、MVNOも含めたモバイル市場における設備競争及びサービス競争の機能の担保を目指し、MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうような過度な規制を課すことがないよう、十分な配慮が必要と考えます。</p> <p>なお、今後に向けては、5GやeSIMの登場により、MVNOは数多くの選択肢の中から利用したいネットワークを選択しやすい環境が実現し、選ぶ側の優位性が一層拡大すると考えます。さまざまなニーズに応じた柔軟なコアネットワーク機能や無線リソースが提供され、複数のネットワークをひとつの端末で利用することが当然となる時代において、現行の指定設備制度を継続することが適切であるのか今後検討していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p> <p>なお、今後、5GやeSIMの登場により、MVNOにおいても数多くの選択肢の中から利用したいネットワークを選択しやすい環境を実現するべく、制度的対応を含めた必要な対応について検討することが適当と考えます。</p>	無

第8章 おわりに

<p>緊急提言案に対する意見でも述べましたが、緊急提言案の提示については、電気通信事業者や販売代理店等の関係者にとって極めて影響の大きい政策の方向転換であるにもかかわらず、モバイル研究会の設置以降、およそ1カ月間という極めて短期間で方向性案が示されており、拙速の感は否めません。</p> <p>また、前回の「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（以下、「モバイル検討会」）」の結論（今年度末以降、電気通信事業者にて対応する事項を多く含む）に対する事業者の対応も完了していないため、当然それら対応の効果検証・分析もなされていない状況で緊急提言が確定し、法改正がなされることとなりました。</p> <p>以上も踏まえ、省令案の調整においては、せめて、事業者や販売店等と調整する時間を十分に設け、各ステークホルダーの意見を十分に考慮いただくと共に、今後のフォローアップにおいては、「世界最先端デジタル国家創造宣言」等も踏まえたモバイル市場における中長期的ビジョンを明確にした上で、緊急提言や本報告書を受けて取り組んだ後の一定期間経過した状況の変化を十分分析する等、進むべき方向性を踏まえた検証を行って頂くことを改めて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>中間報告書に記載のとおり、制度の検討に際しては、モバイル市場に与える影響も見極めつつ、関係事業者が行うべき対応が明確となり、実効性ある取組が行われるよう、携帯電話事業者、販売代理店等の関係者の意見も十分に聴いた上で、できる限り明確な基準が整備されることが望ましいと考えます。</p> <p>更なる検討を行う際には、それまでの政策の効果の検証を踏まえることは当然ですが、まずは緊急提言や改正法案に沿って利用者の利益を阻害するような料金プランを抜本的に見直し、公正な競争の中で真に利用者のためになる工夫が進められることが重要であり、本研究会では、そうした取組の進捗状況についてもフォローアップを行うこととしております。</p>	無
--	--	---

その他

<p>「モバイル市場（携帯電話市場）」における構造では、「端末料金、通話料金、データ接続料金」等を区別を付ける事は、私は賛成です。具体的には、「5G（第5世代）」における構造では、モバイルデータ通信が主流に成ると思いますので、「ユーザー側（利用者側）」の料金における「通話料金及びデータ接続料金」等について、「安く（チープ）」に成る事とは、別の問題と、私は思います。要約すると、日本政府は、科学技術の構造を理解してい無いで、「端末料金、データ接続料金」等が「高い（エクスペンシブ）」から「安く（チープ）」での対応を、「ユーザー側（利用者側）」を基準にした構造で、総務省側は、提案していますが、モバイルデータ通信が主流に成りますので、料金における構造では、「通話料金及びデータ接続料金」等の容量での限界値を設定するべきと、私は考えます。要するに、「通話料金及びデータ接続料金」等を「安く（チープ）」する事には、物価でのコストにおける「材料費、人件費、研究開発費」等を考慮すると、料金での容量の限界値が有ると言う事と、私は思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>世界的に日本の通信インフラが劣っているようなので、今後のために投資を行ってほしい。5G時代になると、流れる通信トラフィックが桁違いになっていくと思うが、常時接続のためにもバックボーンの増強が欠かせないのではないのでしょうか？ 通信会社各社には設備投資に力を入れてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>総務省 通信基盤局殿</p> <p>Society5.0、データ駆動型社会で通信インフラは重要であり、このインフラが整備され、活用されることを期待し、モバイル市場の競争環境に関する研究会中間報告書（案）での気になる論点につき3点、ご意見申し上げます。</p> <p>1) 過度なキャッシュバック、束縛期間の存在</p> <p>本報告のP.10で、FTTH加入での苦情が多いこと、またP.16-24では、携帯電話でのキャッシュバックが大きいことを上げられております。事業者がこのような行為をしている遠因に一定期間の拘束契約をするメリットが非常に大きいからと思います。</p> <p>たとえば、FTTHでは、2004年頃から1Gbpsのサービスが開始され、アクセス系仕様に大きな変更がなく、また伝送路は壊れることなく、10数年たっており、十分な投資回収がされている可能性があり、既存加入者を原資に新規顧客への割引がされている可能性もあるのではないのでしょうか？</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p> <p>なお、事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、利用者の利益を阻害するものとならないための最低限の基本的なルールを守りつつ行われることが必要と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>(加入者が飽和している業界(携帯加入数、FTTH加入数)で望ましい契約活動と適切な設備投資の在り方が重要ではないか?)</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>		
<p>2) 接続料の算定と通信品質の向上</p> <p>通信における品質は、最高速度(帯域幅:bps)、月間通信料以外に、実効的な通信速度、通信レスポンスがあります。</p> <p>実際に通信を利用する場面では、後者の実効的な速度や応答性が重要となり、全国各地でのこれら4点の通信品質を確認し、適切に投資し、通信品質が維持されることを期待します。</p> <p>たとえば電力業界での電力品質(電圧、周波数)実現のためピーク需要時に供給力が重要視され、このための設備(供給力)が適切に備わっているかが(停電回避のためから)問われております。</p> <p>今回の資料案P.48に示されている、データ接続料額では、単純にbpsを記載されております。これらをピーク時の通信品質を加味した接続料の算定になると実効的な速度をあげる設備投資が期待されるように思います。</p> <p>現時点、時間帯別の通信品質は公開されておりませんが、このあたりの時間帯別の通信品質の確認作業やトータルの通信品質の実現にむけた方策の検討を期待します。 (今回の中間報告の論点とはずれておれはすいません)</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>データ接続料の回線容量単位接続料は、接続点における帯域幅を単位としております。P.48の確認方法(案)に記載の「帯域幅(bps)」はこの接続点における帯域幅であり、通信の最高速度とは異なるものです。</p> <p>なお、MNOの実効速度については、総務省のガイドライン等に従い公表されています。</p>	無
<p>3) キャッシュフローの確認と設備・サービス投資への誘導</p> <p>(望ましい姿が、国民が(通信への期待として)支払った資金が適切な設備投資に向かい、国内の通信インフラが整備されることで効率よい社会(Society5.0)が実現する事であるとしてのコメント)</p> <p>通信事業者各社のCF(営業、投資、財務、FCF)を見ますと、各社とも非常に高いFCFを実現しております。また、NTT、KDDIは財務CFがマイナス(借金返済)になっております。</p> <p>倒産リスクがない高い自己資本率において(伝統的な産業で)時価総額を上げるためには、割引率が上がるような借金返済より配当や(企業買収にむけた)自己株式の取得や買収が期待されます。</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無

<p>一方、市場が伸びている（通信）業界で企業価値を上げる上では、他社に先んじて適切な設備投資や新規サービスの実現（例：サービス開発、ベンチャー投資）を行うことが期待されます。</p> <p>この数年の通信業界のCF動向が、単純な借金の返済ではなく、5G設備投資前の資金準備であればよいと思いますが、各社のCF動向、資金流れの長期動向をご確認を頂ければと思います。</p> <p>（本中間報告の論点とは少しずれているように思いますが 参考となればということで、意見させて頂きました。）</p> <p>まつび 日進月歩の通信業界で、適切な制度設計を行う事は非常に難しい事と思いますが、将来のSociety5.0実現にむけた作業の一環として期待しております。</p> <p style="text-align: right;">敬具 一国民より 【個人4】</p>		
<p>・本件の意見募集期間が30日未満であるのは、なぜですか？</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<p>中間報告書は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する命令等に該当するものではなく、中間報告書（案）に対する意見募集は任意の意見募集として実施すること及び本研究会がこれまでの議論を公開で行ってきたこと等を踏まえ、今回の意見募集期間を設定したものです。なお、中間報告書を踏まえて命令等を定めようとする場合は、同法の規定に基づき意見提出期間を定める必要があるものと考えます。</p>	無
<p>本中間報告書(案)には、各検討項目に対する「対応の方向性」をはじめ、事業者、代理店およびその他の関係者にとって大変重要な事項がとりまとめられていますが、意見募集期間が「平成31年3月16日（土）から同年4月1日（月）まで」と短く設定されました。今後は十分な意見募集期間を確保いただきたく、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>		
<p>・26頁の19行目「8月」は「8月28日」のほうがよいと思います。28頁の12行目と同様に。</p> <p>・29頁の9行目「モバイル指針の改正」は何年の改正を指しているのですか？</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<p>中間報告書では、原則として年月のみ記載しておりますが、P26の12行目の記載は関係事業者の提出意見からの引用であるため、日付まで記載しております。このため、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>P29の9行目の「モバイル指針の改正」は、P26の19行目に記載のある2018年8月の改正を指します。なお、当該指針の改正が行われたのは、2018年8月の一度のみです。</p>	無
<p>本報告書案のパブリックコメントを実施するにあたっては、これまで開催された会合の議事録は予め公開していただくことを要望します。</p> <p>本研究会については第10回まで開催されているものの、現時点で第5回（平成30年12月2</p>	<p>議事要旨については、その作成作業や出席者への確認等に一定の時間を要するものですが、可能な限り早期に公表できるよう努めてまいります。</p>	無

<p>6日)までしか議事要旨が公開されていません。</p> <p>加えて、本報告書案において構成員や事業者の意見要旨を意見欄として記載されていますが、とりわけ構成員のご意見に関しては例えば事業者の取組みや考えを後押しする主旨の内容が記載されていない箇所がある等、「対応の方向性」を導くことを目的に、本報告書案の引用の方法に恣意性があるとの疑念も払拭できません。</p> <p>これまでの議論内容が正確且つ詳細に、広く一般に認知されたうえ、パブリックコメントが実施されるべきであることから、①パブリックコメントの前の議事要旨の公表並びに②関係者意見の恣意性を排した報告書案への引用については、以後、留意いただきたくお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>中間報告書への出席者意見の引用については、紙幅の都合上全ての意見を引用することは困難ですが、本研究会としての方向性を取りまとめるために必要な意見を公正に選択し引用したものです。</p>	
<p>全般的に料金の透明性確保により料金の適正化を図ることに異論はありませんが、料金がわかりやすくなっても、やすくならなければ意味がありません。実効性が担保できるよう、くれぐれもご留意下さい。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>通信事業者が、個人情報開示手続きとして自ら設けている手続き以外の、しかし個人情報保護法によっては必ず義務で開示されるようになる様な事項（例えば、利用者がモバイルネットワークを使っている際に、どこの基地局と紐付いていて、どのIP及びホスト名が割り当てられているか（…その様な内容は、通信相手のサーバに対しては完全に伝わるものであって、当然に、いわば公になっている隠されていないのが通常の情報である。インターネット上のサイト「確認くん」などにもアクセスすれば分かる様な情報（のうち事業者起因の情報）は必ず開示されなければならないはずである。（所定の期間以上その保存・保有がなされていれば、であるが、しかしそれはなされているのである。）））が、個人情報保護法2条1項等の故意に誤った解釈によって、全然開示されないという状況が存在するのであるが、国は、悪徳を世にばら撒きそしてそれを恥じず法曹業界について弁護士だけでなく高等裁判所のその全てまでとつるんで自らの違法を誤魔化す高位を行っている通信事業者に、総務省によっても個人情報保護委員会によっても消費生活センター（消費者庁・国民生活センターによる指示と権限付与が必要かもしれないが）によっても経済産業省によっても、その全てによって指導を励行する様にしていきたい。</p> <p>通信事業者の不徳・不誠実があまりにも酷過ぎるので、国民としては辟易している。個人情報の保護は通信事業において当然に必要なはずであるが、国は、通信事業者（この意見募集においてはモバイル市場に関わる通信事業者となるであろうが）が、不良少年（…であればもっと素直で更生の余地も大きくあるであろうか。）の様な対応を行わないように、きっちり不良の指導をしていただきたい。</p> <p>意見は以上であるが、本当に通信事業者の問題対応が多く、国民としては辟易しているので、早急に状況が改善されるようにしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>2. 史料の 19、20 ページの支払総額を見ると、ソフトバンクが高く見えるが、ソフトバンク 1 だけ、50GB プランで、他は 3GB 前後のプランです。 比較の仕方に恣意的な、国民の意見を誘導する書き方になっているので、是正を求めます。 【個人 8】</p>	<p>参考資料の P19、20 は、データ通信を月 3GB 利用した場合に最も支払額が安くなる料金プランを採用するという基準で作成したものです。</p>	<p>無</p>
--	--	----------